

そうまポケット版



市章

(昭和37年12月28日制定)

相馬の「そ」の字を図案化したもので、相馬港を中心とした臨海工業の振興と発展を期し、近代産業都市への意欲的な希望をかたどったものです。

2024

相馬市民憲章

(昭和51年3月31日制定)

- 一 美しい相馬の海と山とを、うたいつぐふるさとのうたと共に、あすのくらしにのこそう。
- 一 報徳の訓えに心をはげまし、うまずつゆまず豊かな相馬をきざこう。
- 一 ふるきをたずね、新しい相馬のまちづくりに一人一人の力をかたむけよう。

相馬市の花



[春] さくら [夏] はまなす [秋] ききょう [冬] さざんか

相馬市の木



くろまつ

相馬市の鳥



うぐいす

目 次

1. 相馬市の概要

(1) 沿 革	4
(2) 境 域	4
(3) 位 置	5
(4) 地 勢	5
(5) 土 地 面 積	6
(6) 気 象	6
(7) 相馬市の一日	7
(8) 市長・副市長・教育長	8
(9) 市議会議長・副議長	8
(10) 市議会議員	8
(11) 市役所のご案内	9
(12) 令和5年度一般会計予算の状況	12

2. 人口統計

(1) 人口と世帯数の推移	14
(2) 人口動態	14
(3) 年齢別（5歳階級）男女別人口	15
(4) 人口ピラミッド	16
(5) 地区別人口	17
(6) 産業別就業人口の推移（15歳以上）	17

3. 産業統計

(1) 農 業（農家数の推移）	18
(2) 水産業（経営組織別経営体数、漁船隻数、従事者数の推移）	18
(3) 製造業（従業者4人以上の事業所）	19
(4) 事業所（産業別事業所数）	20
(5) 商 業	20
(6) 住 宅	21

4. 市民の窓口

(1) 戸 籍	22
(2) 住 民 登 録	27
(3) 印 鑑 登 録	32
(4) 国民健康保険	34
(5) 税 金	35

5. 健康と福祉

(1) 病気になったとき	40
(2) こどものために	43
(3) 高齢者のために	45
(4) 障がいのある人のために	49
(5) 生活にお困りの人のために	52
(6) 国民年金	52
(7) 介護保険	54

6. 暮らしの情報

(1) 教 育	57
(2) 上 水 道	60
(3) 下 水 道	62
(4) 市 営 住 宅	66
(5) ごみの分別方法	67
(6) 環 境 と 衛 生	70
(7) 交 通 安 全	71
(8) 労 働 と 経 済	72
(9) 健 康 づ く り	72
(10) 防 災	74
(11) 困ったときの相談窓口	76

7. 施設利用ガイド

(1) スポーツ施設	78
(2) 集 会 施 設	80
(3) 教育文化施設	80
(4) 相馬市千客万来館	81
(5) 相馬市伝承鎮魂祈念館	81
(6) 学校施設（校庭、体育館）の開放	81
(7) 相馬市図書館	82

8. お役立ち情報

(1) 市内主要官公庁などの一覧表	83
(2) 令和6年度に実施される主な統計調査	90
(3) 市内医療機関などの一覧	91
(4) 年 齢 早 見 表	93
(5) 相馬市郵便番号	94

1. 相馬市の概要

(1) 沿革

相馬氏は、平将門を祖とする関東の名族であったが、源頼朝の奥州征伐に従軍し、その功によって奥州行方郡の地を与えられ、これが奥州相馬氏の成立の起因となる。鎌倉時代の末、下総国より奥州へ移住した相馬氏は、南北朝の動乱期を経て、この地に領主権を確立、いくたびかの危機を乗り越え、明治に至るまでその勢力を維持し、伝統と文化を培ってきた。

江戸時代初期の慶長16年(1611)、本拠が宇多郡中村城に移され、家臣の城下集住が行われて、近世城下町が形成された。

江戸時代後期、東北諸藩を襲った天明の大飢饉は、相馬中村藩をも例外なく、取量の減収、人口の激減という困窮におとし入れたが、天保年間に再び襲った飢饉に際しては、蓄えておいた米穀を開放して餓死者を出さず、藩財政と領民生活の回復に努めた。衰廃復興のため、幕府の許可を得て興国安民の法(御仕法)を採用し、多くの藩が飢饉の打撃から立ち直れず、崩壊していった中で、相馬中村藩は御仕法の推進によって、藩財政を立て直し、藩政を復興した。

御仕法の原理は、至誠・勤労・分度・推譲という基本理念を中心思想として、経済の復興と安定、そして民情を豊かにするというものであるが、その精神は市民憲章にもうたわれ、今なお市民の心の支えとして生きていく。

明治22年、町村制施行に際して、中村、中野村、西山村の合併(昭和4年松ヶ江村合併)によって中村町制施行となり、昭和29年、中村町・大野村・飯敷村・八幡村・山上村・玉野村・日立木村・磯部村の1町7村が合併して、相馬市制施行に至っている。

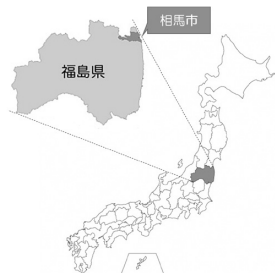
(2) 境 域

東西28キロメートル、南北13キロメートル、面積197.79

平方キロメートル、東は太平洋に面し、西は伊達市、南は飯館村と南相馬市に、北は新地町と宮城県に隣接する。

(3) 位 置

相馬市は、福島県の東北端にあって東西に28キロメートル、南北に13キロメートル。西に阿武隈山地が連なり、東は太平洋に臨む。南北には常磐自動車道が走り、相馬インターチェンジから東京まで車で約4時間、宮城県仙台市まで約1時間で結ばれている。また、相馬インターチェンジは東北中央自動車道(相馬福島道路)と接続しており、県道福島市とは約1時間で結ばれている。さらに、J R常磐線および一般国道6号が南北に走っており、福島県北部沿岸地域の産業、物流、文化の中心地である。



(4) 地 勢

おおむね平坦地と山間部とが相折半し、市街地は中央の平坦地に位置する。市街地を流れる宇多川を中央にして北に地蔵川、南に日下石川が流れて約3,000ヘクタールの耕地をうるおし太平洋に注ぐ。現在重要港湾相馬港を開発拠点として、その背後地にある相馬中核工業団地(東地区約500ヘクタール、西地区約135ヘクタール)では、優良企業の立地を推進しているところである。

(5) 土地面積

地目別 単位km²・%

地目	田	畑	宅地	池沼
面積	30.03	10.73	12.93	2.53
構成比	15.18	5.42	6.54	1.28

山林	原野	雑種地	その他	計
77.56	5.68	15.33	43.10	197.79
39.21	2.87	7.70	21.80	100.00

令和5年1月1日現在

地区別 単位km²

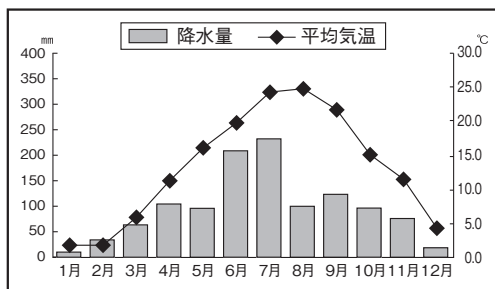
中村地区	大野地区	飯豊地区	八幡地区	日立木地区	磯部地区	山上地区	玉野地区	計
18.56	33.53	17.22	18.40	14.67	17.12	50.30	27.99	197.79

(6) 気象

相馬市は東北南部に位置し、太平洋に面していることから、海洋性の気候であり降雪は少ない。

令和4年の年間降水量は1164.0ミリメートル（過去3年間の平均は1461.2ミリメートル）、年間平均気温は13.2度。

令和4年の最高気温は6月29日の36.2度、最低気温は3月23日のマイナス9.7度。



気象庁ホームページより (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

(7) 相馬市の一日 令和4年

出生



0.51人
(0.54人 前年)

死亡



1.35人
(1.23人 前年)

転入



3.02人
(2.62人 前年)

転出



3.49人
(3.14人 前年)

婚姻



0.31組
(0.29組 前年)

離婚



0.12組
(0.13組 前年)

ごみ(処理量)



36.29t(年度)
(34.03t 前年度)

し尿(総投入量)



28.68kl(年度)
(29.23kl 前年度)

犯罪発生件数



0.37件
(0.40件 前年)

交通事故



0.12件
(0.11件 前年)

火災



0.04件
(0.04件 前年)

救急活動



3.89件
(3.34件 前年)

(8) 市長・副市長・教育長

市長 立谷 秀清
副市長 阿部 勝弘
教育長 福地 憲司

(9) 市議会議長・副議長

議長 石橋 浩人
副議長 立谷 耕一

(10) 市議會議員

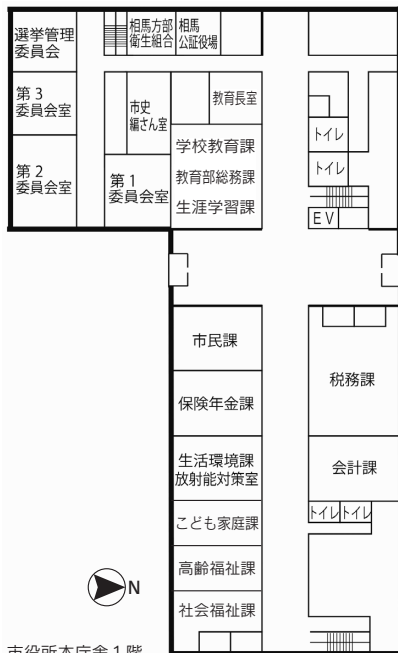
令和5年9月1日現在
(定数：18名)

議席	氏名	党派	所属常任委員会
1	獺庭 大輔	無	総務・予算決算
2	横山 和雄	無	文教厚生・予算決算
3	畑中 昌子	無	文教厚生・予算決算
4	山中 宣明	無	文教厚生・予算決算
5	門馬 優子	無	産業建設・予算決算
6	杉本 智美	無	総務・予算決算
7	高橋 利宗	公明	産業建設・予算決算
8	高玉 良一	無	文教厚生・予算決算
9	菊地 清次	無	総務・予算決算
10	只野 敬三	無	産業建設・予算決算
11	浦島 勇一	無	産業建設・予算決算
12	根岸 利宗	無	文教厚生・予算決算
13	波多野 広文	無	産業建設・予算決算
14	河内 幸夫	無	総務・予算決算
15	佐藤 満	無	産業建設・予算決算
16	欠員		
17	立谷 耕一	無	文教厚生・予算決算
18	石橋 浩人	無	総務・予算決算

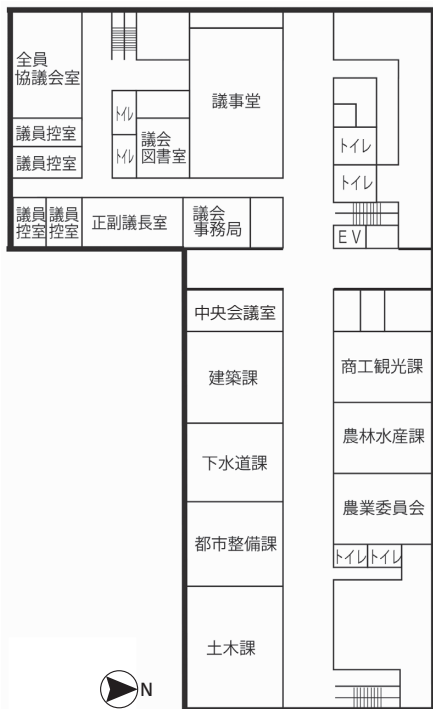
(11) 市役所のご案内

住所 〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3
電話 0244-37-2120 (代表：総務課)
FAX 0244-35-4196 (代表：総務課)
Eメール info@city.soma.fukushima.jp (代表：情報政策課)
相馬市ホームページ

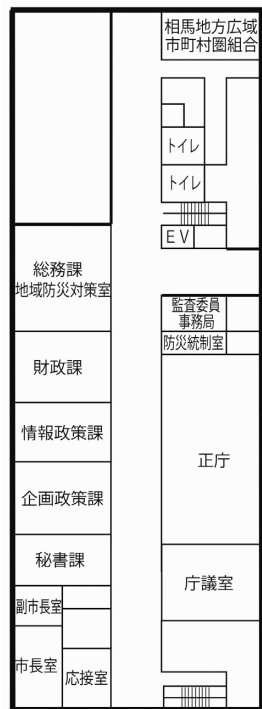
<https://www.city.soma.fukushima.jp>
市役所開庁時間 8時30分～17時15分



市役所本庁舎2階



市役所本庁舎3階

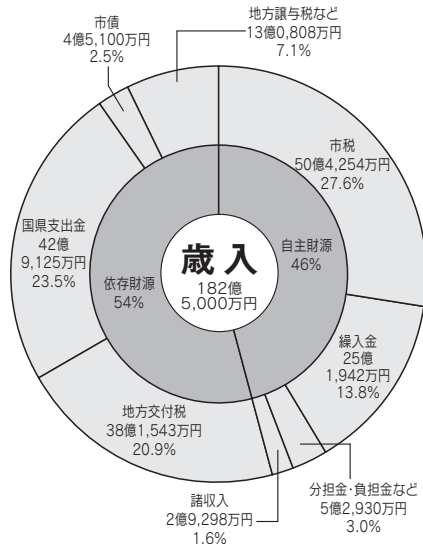
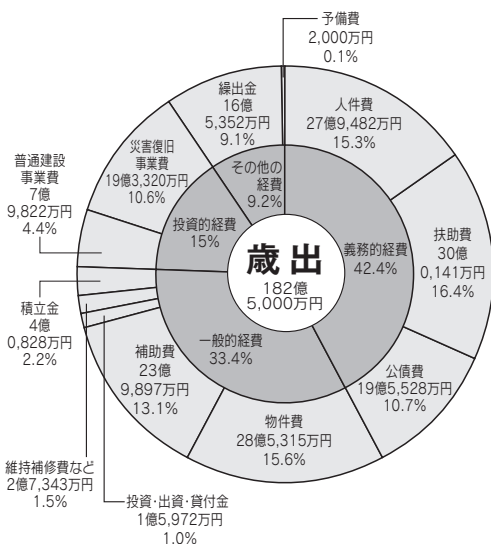


(12) 令和5年度一般会計予算の状況

一般会計当初予算額

182億5,000万円

対前年度比7.4%の増



住民サービスの状況

【総額】	【民生費】	【衛生費】	【土木費】	【農林水産業費】	【教育費】	【災害復旧費】	【公債費】	【その他】
市民1人あたりの行政サービス経費	社会福祉のために	ごみ処理や生活環境を守るために	道路・市営住宅などの整備のために	農林水産業の振興のために	学校教育・社会教育のために	農地などの復旧のために	市の借入金の返済のために	商工業の振興や消防防災のために
551,593円	150,670円	60,095円	58,608円	23,396円	62,644円	58,429円	59,097円	78,655円

2. 人口統計

(1) 人口と世帯数の推移

各年10月1日現在

年次	世帯数 戸	総人口 人	男 人	女 人
昭和15年	5,460	31,887	—	—
20年	—	43,357	—	—
25年	7,781	44,375	21,648	22,727
30年	7,690	42,864	20,687	22,177
35年	8,108	41,352	19,654	21,698
40年	8,257	38,430	18,218	20,212
45年	8,647	37,189	17,619	19,570
50年	9,324	37,551	17,932	19,619
55年	9,906	38,332	18,333	19,999
60年	10,419	39,346	19,011	20,335
平成2年	10,873	39,134	18,947	20,187
7年	11,756	39,449	19,211	20,238
12年	12,021	38,842	18,866	19,976
17年	12,594	38,630	18,719	19,911
22年	13,227	37,817	18,364	19,453
27年	15,209	38,556	19,603	18,953
令和2年	13,875	34,865	17,536	17,329

「国勢調査」による（昭和20年の調査は昭和22年に延期して実施された）

(2) 人口動態

年次	転入 人	転出 人	社会増減数	出生 人	死亡 人	自然増減数 人
平成18年	1,557	1,421	136	342	421	△79
19年	1,334	1,407	△73	372	418	△46
20年	1,184	1,382	△198	335	431	△96
21年	1,225	1,558	△333	331	399	△68
22年	1,190	1,374	△184	292	483	△191
23年	1,220	1,887	△667	290	909	△619
24年	1,074	1,400	△326	305	449	△144
25年	1,117	1,298	△181	326	452	△126
26年	1,232	1,299	△67	290	444	△154
27年	1,463	1,352	111	283	437	△154
28年	1,530	1,499	31	270	441	△171
29年	1,308	1,387	△79	265	472	△207
30年	1,273	1,285	△12	262	462	△200
31年/令和元年	1,112	1,465	△353	214	475	△261
2年	1,025	1,233	△208	223	458	△235
3年	955	1,147	△192	197	449	△252
4年	1,104	1,275	△171	186	491	△305

「現住人口調査」による

(3) 年齢別(5歳階級)男女別人口

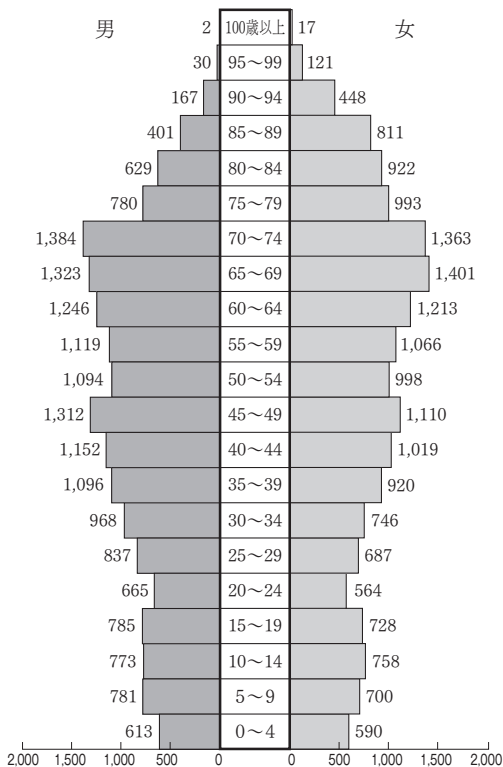
(単位：人)

年齢	総数	男	女
	34,865	17,536	17,329
歳			
0～4	1,203	613	590
5～9	1,481	781	700
10～14	1,531	773	758
15～19	1,513	785	728
20～24	1,229	665	564
25～29	1,524	837	687
30～34	1,714	968	746
35～39	2,016	1,096	920
40～44	2,171	1,152	1,019
45～49	2,422	1,312	1,110
50～54	2,092	1,094	998
55～59	2,185	1,119	1,066
60～64	2,459	1,246	1,213
65～69	2,724	1,323	1,401
70～74	2,747	1,384	1,363
75～79	1,773	780	993
80～84	1,551	629	922
85～89	1,212	401	811
90～94	615	167	448
95～99	151	30	121
100歳以上	19	2	17
年齢不詳	533	379	154
15歳未満	4,215	2,167	2,048
15～64歳	19,325	10,274	9,051
65歳以上	10,792	4,716	6,076

「令和2年国勢調査」による

(4) 人口ピラミッド

(単位：人)



「令和2年国勢調査」による（年齢不詳を除く）

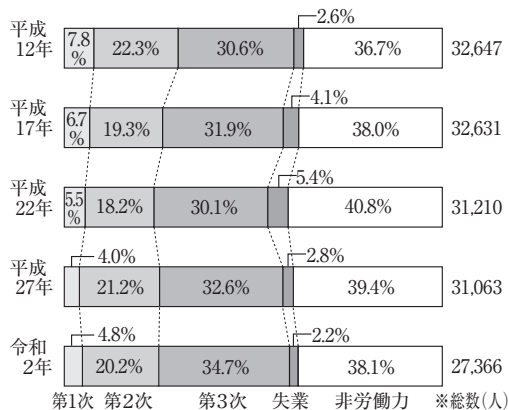
(5) 地区別人口

令和2年10月1日現在

地区名	世帯数	人口総数	男	女
中村地区	7,394	17,520	8,775	8,745
大野地区	2,501	6,607	3,334	3,273
飯豊地区	1,586	4,119	2,099	2,020
八幡地区	837	2,377	1,171	1,206
日立木地区	549	1,721	835	886
磯部地区	312	885	455	430
山上地区	560	1,346	718	628
玉野地区	136	290	149	141
相馬市全体	13,875	34,865	17,536	17,329

「令和2年国勢調査」による（小地域集計を地区ごとに集計）

(6) 産業別就業人口の推移（15歳以上）



※分類不能の産業および労働力状態が不詳のものは含まない
「国勢調査」による

3. 産業統計

(1) 農業（農業者数の推移）

年次	総農業者数	販売農家		自給的農家		販売農家（個人経営体）			（単位：戸）
		主業農家	副業農家	専業主業農家	副業的農家		専業主業農家		
					主業農家	副業農家			
平成7年	2,135	1,915	220	295	648	972			
12年	1,950	1,754	196	251	564	939			
17年	1,834	1,565	269	279	421	865			
22年	1,615	1,275	340	198	459	618			
27年	1,198	895	303	133	243	519			
令和2年	948	674	274	122	131	425			

「農林業センサス」による

(2) 水産業（経営組織別経営体数、漁船隻数、従事者数の推移）

年次	漁業経営体数計	個人経営体		団体経営体			漁船（隻数）		海上作業従事者数（人）	農作業従事者数（人）	農作業従事者数（人）	
		小計	会社	漁業防同組合	漁業生産組合	共同経営	その他	無動力船				動力船
平成15年	392	390	2	-	-	-	22	165	290	746	600	
20年	325	323	2	2	-	-	8	139	244	642	1,011	
25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30年	200	193	7	-	-	7	-	112	115	472	548	

「漁業センサス」による

(3) 製造業（従業者4人以上の事業所）

年次	事業所数	従業者数	製造品出荷額等総額	現金給与総額	原料使用額等	生産額	
						現金給与総額	生産額
平成20年	114	5,016	20,680,754	2,153,048	11,538,727	21,211,168	
21年	95	4,576	16,277,462	1,929,197	8,298,609	13,243,391	
22年	91	4,099	13,923,366	1,628,489	6,892,087	13,618,407	
23年	79	3,806	4,334,048	1,704,303	2,308,068	4,400,898	
24年	82	3,942	13,391,410	1,545,664	8,551,455	13,629,245	
25年	81	3,883	15,523,881	1,494,205	8,969,360	15,014,815	
26年	78	3,866	17,575,454	1,491,515	9,898,764	17,839,629	
27年	77	3,894	17,971,089	1,645,296	10,366,846	17,603,622	
28年	71	3,799	26,079,869	1,503,207	11,529,622	26,179,235	
29年	71	3,897	26,189,186	1,588,476	11,529,786	26,753,771	
30年	70	3,856	28,112,724	1,694,878	13,534,755	28,920,624	
令和元年	69	3,987	26,881,467	1,735,486	12,666,919	26,828,035	
2年	62	3,730	19,697,568	1,640,517	9,236,154	18,534,911	

「工業統計調査」による（※製造品出荷額等総額などの経理事項は年次の1月から12月までの実績）

平成24年は「平成24年経済センサス-活動調査」より

平成27年は「平成28年経済センサス-活動調査」より

令和2年は「令和3年経済センサス-活動調査」より

(4) 事業所（産業別事業所数）

年次	総数		農業		畜産		建設業		製造業		卸小売業		流通業		運輸業		電気供給業		サービス業		公務	
	16年	18年	15	18	2	2	209	168	956	924	31	42	52	42	7	2	511	600	28	28	27	25
平成16年	2,001	2,075	13	15	1	223	173	209	956	924	31	42	52	42	7	2	511	600	28	28	27	25
17年	1,983	1,983	15	18	2	209	156	168	924	852	30	37	56	37	4	4	560	560	27	27	27	25
18年	1,744	1,744	11	11	2	196	146	196	741	741	41	40	82	40	2	2	483	483	25	25	25	25
26年	1,829	1,829	14	14	3	200	148	200	137	137	35	36	78	36	5	5	567	567	25	25	25	25
28年	1,738	1,738	16	16	2	196	148	196	148	148	35	37	83	37	5	5	508	508	25	25	25	25
令和3年	1,698	1,698	19	19	2	179	122	179	648	648	28	36	85	36	10	10	546	546	23	23	23	23

「事業所・企業統計調査」による（※平成21年以降は経済センサスは統合）
（※平成16年、平成24年、平成28年は公務部門は調査対象外）

(5) 商業
事業所数・従業員数・年間商品販売額

年次	卸売業		小売業		業		業		業		業		業		業		業		業		業		
	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	
平成11年	133	817	592	2,919	4,798,441	725	3,736	8,310,075	725	3,736	8,310,075	725	3,736	8,310,075	725	3,736	8,310,075	725	3,736	8,310,075	725	3,736	8,310,075
14年	111	715	575	3,001	4,576,775	686	3,716	7,645,312	686	3,716	7,645,312	686	3,716	7,645,312	686	3,716	7,645,312	686	3,716	7,645,312	686	3,716	7,645,312
16年	112	723	539	2,877	4,632,533	651	3,600	7,486,219	651	3,600	7,486,219	651	3,600	7,486,219	651	3,600	7,486,219	651	3,600	7,486,219	651	3,600	7,486,219
19年	97	561	483	2,724	4,087,000	580	3,285	6,868,432	580	3,285	6,868,432	580	3,285	6,868,432	580	3,285	6,868,432	580	3,285	6,868,432	580	3,285	6,868,432
24年	64	343	292	1,853	3,454,000	356	2,196	6,206,300	356	2,196	6,206,300	356	2,196	6,206,300	356	2,196	6,206,300	356	2,196	6,206,300	356	2,196	6,206,300
26年	75	397	313	1,852	4,071,961	388	2,249	7,179,569	388	2,249	7,179,569	388	2,249	7,179,569	388	2,249	7,179,569	388	2,249	7,179,569	388	2,249	7,179,569
28年	76	439	322	2,136	4,716,045	398	2,575	8,727,995	398	2,575	8,727,995	398	2,575	8,727,995	398	2,575	8,727,995	398	2,575	8,727,995	398	2,575	8,727,995
令和3年	54	337	305	2,131	4,211,935	359	2,468	6,898,649	359	2,468	6,898,649	359	2,468	6,898,649	359	2,468	6,898,649	359	2,468	6,898,649	359	2,468	6,898,649

平成24年と平成28年からは「経済センサス」による
平成26年までは「商業統計」による

(6) 住宅

年次	総数		一戸建		長屋建		共同住宅		その他	
	総数	総数	1階建	2階建以上	1階建	2階建以上	1階建	2階建	3～5階建	6階建以上
平成10年	11,620	9,600	2,910	6,690	450	230	210	1,480	380	90
15年	12,100	10,010	2,960	7,040	360	120	240	1,720	680	10
20年	13,060	9,930	2,800	7,130	460	140	320	2,660	700	10
25年	12,960	8,820	2,330	6,490	1,490	1,220	270	2,610	1,980	30
30年	15,290	11,400	2,830	8,560	980	140	840	2,870	2,060	810

「住宅・土地統計調査」による

4. 市民の窓口

本人確認書類が必要な届け出・証明書など

戸籍法と住民基本台帳法に基づき、戸籍届出、住民異動届出、住民票や戸籍などの証明書の請求には、本人確認が義務づけられています。下記の届け出や証明書を請求するときは、本人確認書類を持参ください。

第三者による虚偽や不正な請求を防止し、皆さんの個人情報を守るため、協力ください。

本人確認を行う届け出と証明書	本人確認書類の種類
戸籍 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード (写真付き) ・運転免許証 ・パスポート ・資格証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 など、官公署の発行した顔写真付き身分証明書
住民異動 住所変更届(転入、転出、転居届)、世帯変更届(世帯主変更、合併、分離届など)	
証明書 住民票(除票)、住民票記載事項証明書、身分証明書、戸籍の附票、戸籍・除籍・改製原戸籍の全部(個人)事項証明・記載事項証明、受理証明書、各税証明および閲覧	

※上記の本人確認書類がない場合は、市民課窓口にご相談ください。

→問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

市民係 ☎37-2138

(1) 戸 籍

お子さんが生まれたとき

お子さんが生まれた日から起算して14日以内に市民課に届け出てください。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・医師が助産師の出生証明書(出生届書の右欄) ・母子健康手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・名前に使用できる文字は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナに限られます。

→問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

●出産育児一時金

国民健康保険の方が出産したときは、世帯主に出産育児一時金として50万円が支給されます。保険証、領収書、母子健康手帳、世帯主のはんこおよび預金通帳を持参し、申請ください。

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

死亡したとき

死亡したことを知った日から、7日以内に市民課に届け出ください。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・医師の死亡診断書(死亡届書の右欄) ※以下は、死亡した方のもの(該当する場合のみ) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・印鑑登録証 ・国民健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・子ども医療費受給資格証 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人は、同居の親族、または同居していない親族の方がなるようにお願いします。 ・通夜、埋・火葬および告別式の日時、埋火葬場所、喪主の方の氏名、死亡者との続柄を事前に確認のうえお越してください。

●死産届

死産届は、医師または助産師の死産証明書を添付し、死産した日から7日以内に届け出てください。

●一里壇斎苑の使用

- ①利用日 友引以外の日（1月1日から3日を除く）
 ②火葬時間 ▽9時～ ▽13時30分～ ▽15時30分～
 ③使用料（相馬市・新地町住民の場合）
 ▽12歳以上 20,000円
 ▽12歳未満 15,000円
 ▽死産児（4カ月以上） 6,000円
 ▽分娩汚物 1,500円
 ▽肢体の一部・改葬骨 2,000円
 ※待合室の使用を希望する場合は、5,000円が加算されます。

→問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

●葬祭費

国民健康保険の方または後期高齢者医療保険の方が亡くなられたときは、喪主の方に葬祭費50,000円が支給されます。喪主の方の預金通帳、はんこ、亡くなられた方の被保険者証および会葬礼状を持参し、申請ください。

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

結婚するとき

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届出書 ・本人確認書類 ・戸籍全部事項証明（謄本）（相馬市に本籍のない方） 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書には、婚姻する2人のほかに18歳以上の証人2人の署名が必要です。 ・婚姻する方が未成年のときは、父母の同意が必要です。 ・婚姻と同時に引越しをする方は、別に住所変更の届け出が必要です。

→問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

離婚するとき

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・離婚届出書 ・本人確認書類 ・戸籍全部事項証明（謄本）（相馬市に本籍のない方） ・復籍する本籍が相馬市にない方は戻す先の戸籍全部事項証明（謄本） ・調停離婚のときは調停調書の謄本 ・審判離婚のときは審判書の謄本と確定証明書 ・判決離婚のときは判決書の謄本と確定証明書 ・和解離婚のときは和解調書の謄本 ・認諾離婚のときは認諾調書の謄本 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議離婚には提出期限はありませんが、協議離婚以外は離婚が成立した日から10日以内に届け出が必要で す。 ・離婚と同時に引越しをする方は、別に住所変更の届け出が必要です。

→問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

本籍を移すとき

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・転籍届出書 ・戸籍全部事項証明（謄本）（相馬市内での変更以外の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書には、夫と妻それぞれの署名が必要です。

そのほか、戸籍に関する届け出には、養子縁組届、養子離縁届、認知届、親権届、後見届、失踪届、入籍届などがあります。

→問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

戸籍・住民事務の諸手数料

種 類	単位	手 数 料
戸籍全部・個人事項証明(謄本・抄本)	1通	450円
除籍全部・個人事項証明(謄本・抄本)	1通	750円
改製原戸籍全部・個人事項証明(謄本・抄本)	1通	750円
住民票の写し(個人)	1通	200円
住民票の写し(世帯全員)	1通	200円
戸籍の附票の写し	1通	200円
印鑑登録	1件	200円
印鑑登録証明書	1通	200円
転出証明書		無料(再発行は200円)
身分証明書	1通	200円
マイナンバーカード	1件	無料 ※再発行は800円(電子証明付はプラス200円)

上記の証明書が必要な方は、市民課・各出張所にお越しください。

※各出張所では、一部取り扱っていないものもあります。

また、代理人の方が申請するときは、代理人選任届(委任状)が必要な場合があります。詳しくは市民課にお問い合わせください。

●証明書の種類

▽戸籍(除籍)全部事項証明…戸籍または除籍に記載されている人全部を写したもの

▽戸籍(除籍)個人事項証明…戸籍または除籍に記載されている人のうち必要な人の部分だけを写したもの

▽住民票の写し……………住民基本台帳を写したもの

▽戸籍の附票の写し……………戸籍に載っている人の住所を記載したもの

●郵送による申請

戸籍証明書、住民票などは、郵便で交付申請することができます。

必要なもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・手数料 ・返信用封筒 ・本人確認書類の写し ・必要な戸籍に記載されている方と申請者の関係が確認できる書類(戸籍などのコピー) ※相馬市の戸籍で確認できる場合は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は定額小為替または現金書留でお願いします。 ・返信用封筒には、送付先の住民基本台帳に記録されている住所、氏名を記入し、切手を貼り付けてください。

・各申請書は相馬市ホームページからダウンロードできます。

→問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

市民係 ☎37-2138

(2) 住民登録

市外から引っ越しをしてきたとき

他の市区町村から相馬市に引っ越しをしてきたときは、14日以内に本人確認書類と「転出証明書」を持参のうえ、「転入届」を提出ください。

また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードの交付を受けている方は、事前に前住所地市区町村に「転出届」を郵送することにより、相馬市の転入届には、カードの提示と暗証番号の照合により、転出証明書なしで手続きができます(転入届の特例)。

相馬市の国民健康保険に加入される方は、届け出の際に申し出ください。なお、前住所地で国民健康保険に加入されていない方の方は、健康保険の資格喪失証明が必要です。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・前住所地で発行された転出証明書 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード(登録者) ・住民基本台帳カード(登録者) 	<p>転入した日から14日以内に届け出ください。</p>

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・代理人選任届（委任状）（代理人による申請の場合） ・国民年金手帳（該当者） 	転入した日から14日以内に届け出ください。

●引越しワンストップサービス

2023年2月6日より、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルを通じて前住所地区区町村に転出届と転入先市区町村への転入予約がオンライン申請で可能になりました。

また、市内で引越しをした方は転居の予約が可能です。

※マイナポータルを通じて転出届を申請した後は、転入先の市区町村窓口で転入届の手続きが必要です。

▽利用できる方

- ・電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内の住所に引越しをされる方
- ・マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンなどの機器をお持ちの方

※代理人による手続きはできません。ただし、マイナンバーカードをお持ちの同一世帯員は届け出が可能です。

▽手続きができる期間

新住所に住み始める30日前から住み始めて10日以内

※申請手続きはマイナポータルを通じて手続きをしてください。

市内で引越しをしたとき

市内で引越しをした方は、14日以内に本人確認書類を持参のうえ、「転居届」を提出ください。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類 ・代理人選任届（委任状）（代理人による申請の場合） ・マイナンバーカード（登録者） ・住民基本台帳カード（登録者） 	転居した日から14日以内に届け出ください。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証（加入者） ・介護保険被保険者証（該当者） ・後期高齢者医療被保険者証（該当者） ・子ども医療費受給資格証（該当者） 	転居した日から14日以内に届け出ください。

市外へ引越しをするとき

相馬市から他の市区町村に引越しをするときは、本人確認書類を持参のうえ、あらかじめ「転出届」を提出ください。

なお、マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちの方は、郵送により、相馬市の窓口へ行かずに転出の手続きをすることができます（特例による転出届）。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類 ・代理人選任届（委任状）（代理人による申請の場合） ・住民基本台帳カード（返納希望者） ・国民健康保険被保険者証（加入者） ・介護保険被保険者証（該当者） ・後期高齢者医療被保険者証（該当者） ・子ども医療費受給資格証（該当者） 	転出する2週間くらい前を目安に届け出ください。

そのほかの住民異動届

そのほかに、住民に関する届け出には、「世帯主変更届」「世帯合併届」「世帯分離届」「世帯変更届」がありますが、これらは変更のあった日から14日以内に届け出が必要です。

届出人の方の本人確認書類、代理人選任届（委任状）（代理人による申請の場合）、国民健康保険証（該当する場合）、後期高齢者医療被保険者証（該当者）を持参のうえ、市民課または各出張所へお越しください。

→問い合わせ先 市民課市民係 ☎37-2138

マイナンバーカード

マイナンバーカードは、顔写真付きのICカードで、本人確認のための公的な身分証明書として利用できます。また、電子証明書などの機能があり、全国のコンビニなどのマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるほか、マイナポータルや確定申告（e-Tax）などの行政機関に対する電子申請に利用できます。

マイナンバーカードを取得するには、申請手続きが必要です。また、マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構で作成するため、申請から交付されるまで1～2カ月程度かかります。

※交付手数料は無料です。

●申請から交付までの流れ

電話で事前に予約ください。

※窓口の混雑状況によっては、お待ちいただく場合があります。

▽市民課で申請する場合

- ①市民課窓口で申請受付します。
- ②相馬市から1週間から10日ほどで申請者の住所登録地に届くよう本人限定受取郵便などでマイナンバーカードを発送します。

持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・本人確認書類 ※ ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

▽郵送などで申請する場合

- ①郵送やオンライン、まちなかの証明用写真機などから申請をします。
- ②相馬市から申請者の住所登録地に交付通知書（ハガキ）が届きますので、指定された日までに下記の書類を持参のうえ、市民課にお越しください。

持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・交付通知書（ハガキ） ・通知カード ・本人確認書類 ※ ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

▽本人確認書類 ※（共通書類）

顔写真付きのものは1点。それ以外の場合は2点。不明な点がある場合は、個別に案内しますので、市民課市民係（☎37-2138）に問い合わせください。

顔写真付きのもの	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る） ・パスポート ・在留カード など、官公署の発行した身分証明書
それ以外	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・医療受給者証 ・年金手帳 ・社員証 ・学生証 ・預金通帳 など

●コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、下記の証明書を全国のコンビニのマルチコピー機で、取得できます。

※機器の保守点検などで利用できない場合があります。

利用可能な店舗（利用時間帯）	<ul style="list-style-type: none"> ・セブン-イレブン ・ファミリーマート ・ローソン ・ミニストップ <p>（6時30分～23時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相馬郵便局（営業日の9時～16時）
取得できる証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・戸籍事項証明書 ・所得証明書 ・所得・課税証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍附票の写し



●住民基本台帳カード

現在お持ちの住民基本台帳カードは、カードに記載された有効期限内で、引き続き利用できます。ただし、マイナンバーカードと重複して所持することはできません。

また、e-Taxなどの電子申請も、公的個人認証サービス有効期限内は、これまで通り利用できますが、コンビニ交付サービスは令和4年12月31日をもって利用できなくなりました。マイナンバーカードでの利用のみとなりますので、マイナンバーカードを申請ください。

※マイナンバーカード交付時に返却ください。

→問い合わせ先 市民課市民係 ☎37-2138

配偶者などからの暴力（DV）、ストーカー行為、児童虐待などの被害者保護

配偶者などからの暴力（DV）やストーカー行為、児童虐待およびこれに準ずる行為の被害者を保護するため、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置があります。

これは、転居した被害者の新住所を加害者に知られないようにするものです。

被害者が相馬市に対して支援措置を申し出ることにより、加害者から「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「住民票（除票を含む）の写しなどの交付」「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申し出があっても、制限（拒否）する措置が講じられます。

※申し出を受けた相馬市が、警察署などの意見を参考に実施の是非を判断します。

※申請を希望される方は、市民課に相談ください。

→お問い合わせ先 市民課戸籍係 ☎37-2137

(3) 印鑑登録

印鑑登録をするとき

相馬市に住民登録されている方は、1人1個の印鑑に限り登録することができます。

なお、15歳未満の方および意思能力を有しない者は登録できません。

代理人による印鑑登録の場合は、その場で印鑑登録証（カード）は取得できません。登録が本人の意思によるものかを文書で確認しますので、5日後かかります。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none">登録する印鑑本人確認書類代理人選任届（代理人による申請の場合）代理人の印鑑（代理人による申請の場合）	<ul style="list-style-type: none">登録する印鑑は、ゴム印などや同一世帯員の登録印は使用できません。本人確認書類は、運転免許証やパスポートなど官公署の発行した顔写真付の身分証明書を持参ください。

持参するもの	注意すること
	<ul style="list-style-type: none">代理人による申請の場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です。

印鑑登録証明書が必要になったとき

印鑑登録証（カード）を持参すれば、本人はもちろん、代理人でも代理人選任届（委任状）を必要とせずに印鑑登録証明書を取得できます。

登録している印鑑を変更するとき

登録している印鑑を変更したいときは、現在お持ちの印鑑登録証（カード）を持参のうえ、「廃止届」により廃止し、新たな印鑑を登録ください。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none">印鑑登録証（カード）新たに登録する印鑑本人確認書類代理人選任届（委任状）（代理人による申請の場合）代理人の印鑑（代理人による申請の場合）	手続きは、新規登録と同じです。

印鑑登録証をなくしたとき

印鑑登録証をなくしたときは、「亡失届」を提出ください。

持参するもの	注意すること
<ul style="list-style-type: none">印鑑本人確認書類代理人選任届（委任状）（代理人による申請の場合）代理人の印鑑（代理人による申請の場合）	新たに印鑑登録証（カード）が必要なときは、再度登録ください。

→お問い合わせ先 市民課市民係 ☎37-2138

(4) 国民健康保険

国民健康保険とは

国民健康保険（国保）とは、皆さんから納めていただく保険料（税）と国、県などからの補助金を財源として、思いがけない病気やケガをしたときの医療費の負担を軽減するための助け合いの制度です。

●加入者（被保険者）

- ▽自営業の方
- ▽農業・漁業に従事している方
- ▽パート、アルバイトなどで、職場の健康保険に加入していない方
- ▽退職して職場の健康保険をやめた方
- ▽3カ月を超える在留資格が決定された住所を有する外国籍の方

●国民健康保険の届け出

国保に加入するときや、やめるときなどは、必ず14日以内に届け出ください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を喪失した証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、世帯主のはんこおよび預金通帳、母子健康手帳
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	国保の加入者が死亡したとき	保険証、喪主のはんこおよび預金通帳、会葬礼状
そのほかの届け出	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証

	こんなとき	届け出に必要なもの
そのほかの届け出	保険証をなくしたとき	本人確認書類（運転免許証など）
	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

(5) 税 金

市民税

●個人市民税

▽納税義務者など

毎年1月1日現在で、相馬市内に住所を有する方、および相馬市内に事務所・事業所または家屋敷を所有し他の市区町村に住所を有する方です。

- ・相馬市内に住所を有する方…所得割と均等割の合算で課税
- ・相馬市内に家屋敷を所有し他の市区町村に住所を有する方…均等割のみ課税

▽納付の方法

個人で納付する場合の「普通徴収（納付書で年4回）」と給与所得者・年金所得者の場合の「特別徴収（給与・年金からの差し引き）」の二つの方法があります。給与所得者などでも特別徴収されていない方は、普通徴収となります。

●法人市民税

▽納税義務者など

相馬市内に事業所や事務所、寮などを所有する法人です。均等割と法人税割の合算で課税されます。

▽納付の方法

申告納付の方法により納付いただきます。申告納付とは、法人自ら税額を計算し申告書を提出するとともに、併せてその税額を納付するものです。

→問い合わせ先 税務課市民税係 ☎37-2127

固定資産税

▽納税義務者など

毎年1月1日現在で、相馬市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。税額は固定資産課税台帳に登録された価格をもとに課税標準額を算定し、これに税率1.45%をかけて算出します。

▽納付の方法

毎年4月上旬に相馬市から送付される納税通知書により年税額をお知らせします。お知らせした税額を年4回（原則として、4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納付ください。また、1年分をまとめて納付することも可能です。

▽土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
毎年4月1日から最初の納期限の日までの間、土地価格等縦覧帳簿は土地に対して課税される固定資産税の納税者に、家屋価格等縦覧帳簿は家屋に対して課税される固定資産税の納税者に縦覧します。

※固定資産課税台帳の本人資産に係る部分は常に閲覧できます。

→問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎37-2128

軽自動車税

▽納税義務者など

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

▽納付の方法

相馬市から送付される納付書で5月末日までに納付ください。

▽各種申告の手続き

軽自動車の譲渡や住所変更、廃車をした場合は、申告の届け出が必要です。

また、県外で他県ナンバーへの変更や所有者変更、

廃車をした場合、旧所有者は課税を止める届け出が必要です。

***軽自動車の新規登録・変更・廃車をするときなどの届け出先**

車種	届け出先
原動機付自転車	125cc以下のバイク
特定小型原動機付自転車	電動キックボードなど
小型特殊自動車	農耕用トラクターなど
軽自動車※	三輪、四輪
軽二輪車※	125ccを超え250cc以下のバイク
二輪の小型自動車※	250ccを超えるバイク

※印の届け出は、南相馬自家用自動車組合（☎23-2850）でも手続きできます。

→問い合わせ先 税務課市民税係 ☎37-2127

市税は納期限内に納付しましょう

税の証明書の交付

納税証明や固定資産評価証明など、市税の証明が必要な場合は、本人確認書類を持参のうえ、税務課窓口に申請ください。

※本人以外が申請するときは、委任状が必要です。

●各種証明手数料

証明などの種類	手数料
所得証明	1件 200円
資産証明	1件 200円
納税証明	1件 200円
完納証明	1件 200円
所得・課税証明	1件 200円
課税証明	1件 200円
所在証明	1件 200円
名寄帳閲覧	1件 200円

証明などの種類	手 数 料	
評 価 証 明	3筆・3棟まで	200円
公 課 証 明	1筆・1棟増すごとに	30円
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円
そのほかの証明	1件	200円

●コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、所得証明書、所得・課税証明書を取得できます。

※詳細は、31ページを確認ください。

→問い合わせ先 税務課税制係 ☎37-2126

市税などの口座振替納付

市税などの納付は口座振替が便利です。

●ここが便利！

▽金融機関から自動的に納付されるので、納め忘れがありません。

▽納期ごとに金融機関に行く手間が省けます。

▽手続き以降、毎年継続して納付されます。

●申込手続き

相馬市内の各金融機関に備えつけてある「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関窓口で申し込みください。

※預金通帳・はんこ（通帳届印）が必要です。

●振替できる税金など

▽市県民税

▽固定資産税

▽軽自動車税

▽国民健康保険税

▽介護保険料

▽後期高齢者医療保険料

▽市営住宅・駐車場使用料

▽下水道事業受益者負担金

→問い合わせ先 税務課税制係 ☎37-2126

市税などのコンビニ納付

日本国内のコンビニエンスストアで納付が可能です。また、市の窓口や金融機関などでも納付できます。具体的な場所は、納付書の裏に記載してありますので、確認ください。

なお、コンビニエンスストア以外にも、MMK（マルチメディアキオスク）設置店（MMK対応の情報端末が設置されているスーパー、ドラッグストアなど）でも納付できます。

→問い合わせ先 税務課税制係 ☎37-2126

5. 健康と福祉

(市内医療機関などの一覧は、91～92ページに掲載しています)

(1) 病気になったとき

高額療養費(国民健康保険の場合)

同じ方が同じ月内に支払った自己負担額が、次の限度額を超えた場合、その超えた分があとから支給されます。

※2年を経過すると支給されませんので、忘れずに申請ください。

●70歳未満の方(医療機関ごとに21,000円以上が対象)

区分	自己負担限度額	
	外来+入院(世帯単位)	
ア	旧ただし書所得 (※1)901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ※年4回目以降は、140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円～ 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ※年4回目以降は、93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円～ 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※年4回目以降は、44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 ※年4回目以降は、44,400円
オ	市民税非課税世帯 (※2)	35,400円 ※年4回目以降は、24,600円

(※1) 同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額。

(※2) 同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の方。

▽人工透析を行っている慢性腎不全、血友病などの患者の方々の負担限度額は、10,000円となります。(人工透析を要する旧ただし書所得600万円以上の方の自己負担額は20,000円)

●70歳以上の方

区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並 所得者	Ⅲ(※1)	右記と同様の 計算	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ※年4回目以降は、140,100円
	Ⅱ(※2)		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ※年4回目以降は、93,000円
	Ⅰ(※3)		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※年4回目以降は、44,400円
一	一般(※4)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ※年4回目以降は、44,400円
市民税 非課税	Ⅱ(※5)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(※6)		15,000円

(※1) 同一世帯に市民税課税所得が690万円以上ある被保険者がいる方。

(※2) 同一世帯に市民税課税所得が380万円以上ある被保険者がいる方。

(※3) 同一世帯に市民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる方。

(※4) 同一世帯の市民税課税所得が145万円未満かつ、総所得から基礎控除(43万円)した金額が210万円以下の方。

(※5) 同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の方。

(※6) 同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯で、かつ、各所得がいずれも0円の方。

▽人工透析を行っている慢性腎不全、血友病などの患者の方々の負担限度額は、10,000円となります。

●支給の方法

上記基準により払い戻しを受けることができます。

※70歳未満だけの世帯や70歳以上の方(後期高齢者を除く)がいる世帯は、計算方法が異なります。詳細は問い合わせください。

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

入院時食事療養費

入院中の食事費用は、標準負担1食460円を除き、国保から給付されます。ただし、市民税非課税世帯の方は減額されます。詳細は問い合わせください。

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

高額医療・高額介護合算療養費

国民健康保険加入者の医療保険と介護保険にかかった自己負担額の1年間（8月から翌年7月）の合計額が次の算定基準額を超えた場合は、申請すると超えた部分の額が支給されます。

※国民健康保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合または次の算定基準額を超えた金額が500円以下の場合は対象外。

●70歳未満の方

区 分(※)	(国民健康保険+介護保険) 世帯単位の算定基準額
旧ただし書所得 901万円超(※1)	212万円
旧ただし書所得 600万円～901万円以下	141万円
旧ただし書所得 210万円～600万円以下	67万円
旧ただし書所得 210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

(※1) 同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額。

●70歳以上の方

区 分(※)	(国民健康保険+介護保険) 世帯単位の算定基準額	
現役並所得者	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一 般	56万円	

区 分(※)	(国民健康保険+介護保険) 世帯単位の算定基準額	
市民税非課税	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

(※) 表中の区分は、高額療養費の70歳以上の区分と同様。

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

(2) こどものために

児童手当

この制度は国・県・市と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する方に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的として設けられた制度です。

●支給資格

中学校修了前の児童を養育している方

●認定と支給

児童手当は、「認定請求書」を提出し、認定を受け支給されます。

→問い合わせ先 こども家庭課こども家庭係 ☎37-2204

ひとり親家庭医療費の助成

18歳を迎えた以後、最初の3月31日までのお子さんを扶養しているひとり親家庭の父または母に係る医療費を助成します。

※児童の両親のどちらかが、政令で認める障がいの状態にある家庭、配偶者などからの暴力によるDV保護命令を受けた家庭も含む。

●助成資格

父または母および生計を同じくする扶養義務者などの前年の所得が一定額に満たないこと

→問い合わせ先 こども家庭課こども家庭係 ☎37-2204

児童扶養手当

18歳を迎えた以後、最初の3月31日までのお子さんを扶養しているひとり親家庭の父、母または父母に代わって養育している方に支給され、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を通して、児童の健全な育成を図ることを目的とした制度です。

※児童の父または母が重度の障がいの状態にある家庭も含む。

●支給資格

児童が施設に入所している場合や公的年金を受給している場合を除く。

●支給制限

受給資格者および生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止されます。

→問い合わせ先 とも家庭課とも家庭係 ☎37-2204

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または養育している方に支給されます。

※児童が施設に入所している場合や公的年金を受給している場合を除く。

→問い合わせ先 とも家庭課とも家庭係 ☎37-2204

子ども医療費の助成

相馬市にお住まいの0歳から18歳を迎えた以後、最初の3月31日までのお子さんに医療費を助成します。

※社会保険の場合は、「子ども医療費受給資格証」を発行します。

→問い合わせ先 とも家庭課とも家庭係 ☎37-2204

(3) 高齢者のために

後期高齢者医療とは

75歳以上の後期高齢者の保険料、現役世代の後期高齢者支援金、国・県などからの補助金を財源として高齢者の皆さんが安心して医療を受けることができるよう創設された制度です。

●加入者（被保険者）

▽75歳以上の人（75歳の誕生日から）

▽65歳から74歳で一定の障がいのある人で福島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人（認定日から）

高額医療費（後期高齢者医療の場合）

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が、次の限度額を超えた場合は、超えた額の払い戻しを受けることができます。

区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並所得者	Ⅲ(※1)	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% ※年4回目以降は、140,100円
	Ⅱ(※2)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% ※年4回目以降は、93,000円
	Ⅰ(※3)	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% ※年4回目以降は、44,400円
一般	Ⅱ(※4)	18,000円または6,000円+ (総医療費-30,000円) ×10%の低い方を適用 (年間上限144,000円)
	Ⅰ(※5)	18,000円 (年間上限144,000円)
市民税非課税	Ⅱ(※6)	24,600円
	Ⅰ(※7)	15,000円

(※1) 同一世帯に市民税課税所得が690万円以上ある被保険者がいる方。

(※2) 同一世帯に市民税課税所得が380万円以上ある被保険者がいる方。

(※3) 同一世帯に市民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる方。

(※4) 同一世帯に市民税課税所得が28万円以上145万円未満

の被保険者がいる方で、かつ、「年金収入+その他の合計所得金額」が被保険者が1人の場合は200万円以上、被保険者が2人以上の場合は合計320万円以上の方。

(※5)「現役並所得者」「市民税非課税Ⅱ・Ⅰ」「一般Ⅱ」に当てはまらない方。

(※6) 世帯員全員が市民税非課税の世帯に属する方。

(※7) 市民税非課税の世帯で、かつ、世帯員全員の各所得が必要経費を差し引いたとき0円となる被保険者（年金収入の場合は80万円以下）。

▽人工透析を行っている慢性腎不全、血友病などの患者の方々の負担限度額は、10,000円となります。

▽それぞれの限度額を超えた場合、後期高齢者医療広域連合に登録した口座へ高額療養費として払い戻されます。

詳しくは保険年金課国民健康保険係にお問い合わせください。

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

高額医療・高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度加入者の医療保険と介護保険にかかった自己負担額の1年間（8月から翌年7月）の合計額が次の算定基準額を超えた場合は、申請すると超えた部分の額が支給されます。

※後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合または次の算定基準額を超えた金額が500円以下の場合は対象外。

区分(※)		(後期高齢者医療保険+介護保険)世帯単位の算定基準額
現役並所得者	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一般		56万円
市民税非課税世帯	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

※表中の区分は、高額療養費の70歳以上の区分と同様。

→問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係 ☎37-2140

はり、きゅうマツサージ施術費助成

介護保険制度の要介護認定で要介護4または5と認定された方を介護している方に、一人1回1,000円(年6回まで)助成します。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

布団丸洗い乾燥サービス

老衰・心身の障害などで寝具の衛生管理が困難な高齢者の非課税世帯や、重度身体障がい者の非課税世帯に、無料で布団上下一組の丸洗い乾燥サービスを年1回程度提供します。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

訪問理美容サービス

介護保険制度の要介護認定で要介護3以上の方または1級の身体障害者手帳を所持している方で、自ら理美容院に向向くことが困難な方が訪問理美容サービスを受ける際に、1人1回1,000円(年2回まで)を助成します。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

紙おむつ給付

在宅で介護を受けているねたきりまたは認知症高齢者に月額4,000円の紙おむつ代を助成します。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

おむね60歳以上の自宅に閉じこもりがちなる自立高齢者を対象に、教養・娯楽講座などを実施しています。

※利用料がかかります。そのほか、昼食を注文する場合など実費が必要になります。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

自立高齢者住宅改修費助成事業

一定所得以下の世帯に属する高齢者が自立した生活を送

れるよう、自宅に手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修をする場合に、上限18万円までの助成を行います。

※この助成を受ける方は、必ず工事前に高齢福祉課に申請ください。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

相馬市緊急通報システム

一人暮らし高齢者などに緊急通報装置を貸与し、自宅で急病・事故などの緊急時に、相馬市が委託する警備会社に通報させ迅速かつ適切な対応を図ります。

※利用者には、世帯全員の収入または市民税合計額に応じて費用の一部または全部を負担いただきます。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

非課税高齢者世帯向けエアコン設置助成

熱中症対策のため、高齢者がいる市民税非課税世帯でエアコンを設置していない世帯に、冷房器具（ルームエアコン）購入費用の70%（上限35,000円）を世帯に対し1回助成します。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

相馬市地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、相馬市は相馬市社会福祉協議会に委託し「相馬市地域包括支援センター」を設置しています。

センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となり、介護・医療・保健・福祉などに関する心配ごとをはじめとする総合的な相談や支援を行います。

→問い合わせ先 相馬市地域包括支援センター ☎36-2227

(4) 障がいのある人のために

障がいのある方への支援・サービス

詳しくは、社会福祉課障がい福祉係（☎37-2109）にお問い合わせください。

●重度心身障がい者医療費の助成

次の方を対象に医療費の一部または全部を給付します。（生活保護受給者や子ども医療費の給付を受けている方は対象外）

▽身体障害者手帳1級か2級の方および3級（内部障がいに限る）の方

▽療育手帳Aの方

▽療育手帳Bの方で身体障害者手帳所持者

▽精神障害者保健福祉手帳1級の方

▽精神障害者保健福祉手帳2級か3級の方で身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者

●補装具費の給付

障がい者、障がい児、難病患者に対し、身体機能を補充し、長期間にわたり使用される補装具（義肢・車イス・補聴器など）の購入費や修理費の支給を行います。

●人工透析患者通院交通費補助事業

腎臓機能障がい者が人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費の一部を補助します。

※所得制限あり。

●障がい福祉サービス

障がいのある方や難病の方に各種福祉サービスを提供し、地域での自立と安心できる生活をサポートします。利用にあたっては、障がい支援区分の決定が必要となる場合がありますので、社会福祉課障がい福祉係に相談ください。

●重度身体障がい者タクシー運賃助成

身体障がい者で肢体不自由1級または視覚障がい1級の身体障害者手帳をお持ちの方に、タクシー初乗り運賃を助成します。（自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く）

●日常生活用具の給付

障がいのある方の在宅での日常生活の利便を図るため、各種日常生活用具を給付します。

●自立支援医療

▽育成医療

18歳未満の身体に障がいのある（身体障害者手帳は不要）児童で、手術などの治療により、障がいの軽減が確実に見込まれる医療費の一部を支給します。

▽更生医療

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、手術などの治療により、障がいの軽減が確実に見込まれる医療費の一部を支給します。

▽精神通院

精神疾患の治療のために継続的に通院が必要な方の、医療費の一部を支給します。

●重度障がい者介護激励金の支給

65歳未満の介護保険適用とならない身体障害者手帳1級の方または療育手帳Aの方を常時介護している方に、激励金を年1回支給します。

●特定疾患等患者見舞金の支給

指定難病、小児慢性特定疾病、人工透析療法、HIV感染症や先天性血液凝固因子欠乏症、遷延性意識障がいにより受療中の方に年1回見舞金を支給します。

●特別障害者手当・障害児福祉手当の支給

重度の障がいのある方が、在宅での生活で必要とされる介護の負担を軽減するために、年4回手当を支給します。※所得制限あり。

●難聴児の補聴器購入費などの助成

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入、耐用年数経過後の補聴器更新および修理にかかる費用の一部を助成します。

●治療材料費・衛生器材費の給付

▽治療材料費の給付

65歳未満の下肢障がい・体幹障がい1・2級の方で、

排せつ障がいのある方に、紙おむつなどの治療材料費（月3,000円）を給付します。

▽衛生器材費の給付

人工肛門・膀胱の方で、身体障害者手帳がない方に、蓄便袋、蓄尿袋などの衛生器材費（月4,000円）を給付します。

●手話通訳者および要約筆記奉仕員の派遣

聴覚や音声または言語機能に障がいのある方に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣します。

●移動支援

屋外での移動が困難である障がい者または障がい児に対し、外出のための移動を支援します。

※宿泊などを伴う移動および片道の移動距離が100キロメートルを超える移動は除く。

●日中一時支援

障がい者または障がい児の社会参加や日常的に介護している家族などの一時的な休息のため、日中活動の場を提供します。

●身体障がい者自動車操作訓練・改造費助成

身体障がい者の自動車運転免許取得や自動車の改造に対し、補助金を交付します。

▽自動車運転免許取得

免許取得費用の3分の2の額と10万円を比較していずれか低い方の額

▽自動車改造

改造費用と10万円を比較していずれか低い方の額

●障がい児通所サービス

障がいまたは心身の発達に心配のある児童に対し、福祉事業所への通所を通して、日常生活能力の向上や集団生活への適応および地域社会との交流促進を支援します。

→問い合わせ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎37-2109

(5) 生活にお困りの人のために

生活福祉資金

他の貸付制度(※)が利用できない低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進ならびに社会参加の促進を図り、安定した生活を旨とすることを目的とした貸付制度です。

※母子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他金融機関など

→問い合わせ先 相馬市社会福祉協議会(生活サポート相談センター)
☎36-2015

(6) 国民年金

国民年金とは

日本に住む20歳以上60歳未満の方が加入する年金制度で、老後の生活扶助、障がい者になった場合の保障、死亡したときには遺族に年金が支払われます。

●加入者(被保険者)

国民年金の被保険者(20歳以上60歳未満の方)は、次の3種類のいずれかに分かれ、それぞれ保険料を納めることになります。

▽第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業、学生の方などで、日本年金機構から送付される納付書により保険料を納めます。

※令和5年度は、月額16,520円です。

▽第2号被保険者

厚生年金制度など(会社員や公務員)加入者の保険料は、給料月額に応じ、給料から直接引かれます。

▽第3号被保険者

会社員や公務員に扶養されている配偶者で、保険料は配偶者の加入している制度から拠出され、個別に納め

る必要はありません。

※第1号被保険者に関する手続きは、保険年金課で行いますが、第2号および第3号被保険者は、会社などを通じて手続きください。

●保険料の免除および納付猶予

失業や所得が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な方や学生の方のために、保険料の免除および納付猶予制度が設けられています。気軽に保険年金課に相談ください。

●受けることのできる年金

▽老齢基礎年金

保険料を10年以上(免除を受けた期間を含む)納めた方が65歳になったときから支給されます。

※希望すれば60歳から受給できますが、一定の割合で減額されます。また、66歳以降に受給することもでき、その場合は、一定の割合で増額された年金額を受給することができます。

▽障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やケガで重度の障がい者になったとき(過去に国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の方が障がい者になったときを含む)、一定の保険料納付要件を満たしている場合に受けることができます。

※20歳前(国民年金に加入する前)の病気やケガで障がい者になった場合も受けることができます。

▽遺族基礎年金

国民年金に加入中の方または加入していた方が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしている場合、その方によって生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)に支給されます。

▽寡婦年金

国民年金の保険料を納めた期間(免除を受けた期間を含む)が10年以上ある夫が死亡した場合、10年以上婚姻関係のあった妻に対し、60歳から65歳になるまで支給されます。

▽死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた方が死亡し、年金が何も受けられない場合に、その遺族に支給されます。支給額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円から32万円の範囲で支給されます。

●無年金障がい者に対する福祉的措置

▽特別障害給付金

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者などの配偶者が当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する場合に支給されます。請求に必要な書類など、詳しくは保険年金課に相談ください。

→問い合わせ先 保険年金課年金係 ☎37-2141

(7) 介護保険

介護保険とは

40歳以上の人から納めていただく保険料と、国・県などからの負担金・補助金を財源として、介護を要する被保険者が希望するさまざまなサービスを在宅や、施設で受けることができるよう高齢者の介護費用を社会全体で支える制度です。

●介護保険の利用

次のいずれかに該当する方は、介護（介護予防）サービスを利用できます。

▽65歳以上の第1号被保険者で「寝たきり」・「認知症」・「虚弱」などにより何らかの介護が必要となった方

▽40歳以上65歳未満の第2号被保険者で特定疾病により介護が必要となった方

●介護保険で受けられることができるサービスの種類

大きく分けて次の在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの3つです。

在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプ） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイ・ケア） ・福祉用具の貸与 ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・短期入所療養介護（ショートステイ） ・居宅療養管理指導 ・福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 ・訪問型サービス（ホームヘルプ） ・通所型サービス（デイサービス）
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設（療養型病床群等） ・介護医療院
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・認知症対応型通所介護（デイサービス） ・地域密着型通所介護（デイサービス）

→問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 ☎37-3065

●介護保険によるサービスを受けるには

要介護（要支援）認定申請が必要です。介護保険被保険者証と医療保険被保険者証を添えて、高齢福祉課介護保険係に申請ください。

※本人や家族などが窓口に来ることができない場合は、指定居宅介護支援事業者や相馬市地域包括支援センターが代行し申請を行うことができます。

要介護（要支援）認定申請受付後、原則として10日以内に訪問調査を行い、調査結果（一次判定）と、かかりつけ医（主治医）の意見書を基にして、介護認定審査会で介護の必要度（要介護1～5、要支援1または2、自立）を判定します。

▽在宅サービス

在宅でのサービスを希望する場合は、「介護(介護予防)サービス計画書(ケアプラン)」の作成が必要です。

要介護1～5と認定された方は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談ください。要支援1または2と認定された方は、相馬市地域包括支援センターの担当保健師などに相談ください。

▽施設サービス

要介護1以上(特別養護老人ホームは要介護3以上)の方は、施設サービスを利用できます。入所を希望する場合は、直接各施設への申し込みが必要です。

→問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 ☎37-3065

●家族介護慰労金支給事業

介護保険制度で要介護4または5の認定を受けている方を、在宅で介護している家族介護者が、介護サービスを1年間使わずに介護した場合に(1週間程度のショートステイを除く)、その世帯が市民税非課税世帯の場合、申請により家族介護慰労金10万円の支給を受けることができます。

→問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

6. 暮らしの情報

(1) 教 育

お子さんの転入・転出手続き

- ①市民課で住民異動届をすませてください。
- ②市民課から交付される「異動届の写し」などの書類を教育委員会学校教育課に提出ください。
- ③教育委員会から「転入(転退)学通知書」の交付を受け、これを転入(転退)する学校へ提出します。

※一連の手続きにかかる費用はありません。

※春・夏・冬休みの期間中でも手続きは可能です。

※市内で住所を変更した場合でも、通学区域により同様の手続きが必要となります。その際は、異動した住所の学校に転校となります。(通学区域は、相馬市ホームページで確認できます)

→問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎37-2185

市立幼稚園に入る手続き

相馬市には、4・5歳児が入園できる4つの市立幼稚園があります。

応募内容は、毎年「広報そうま」でお知らせしています。(募集期間は、10月～11月中を予定)

▽募集期間に各幼稚園に備え付けの入園願書を幼稚園長に提出ください。

▽相馬市に転入をされた方は、途中入園が可能です。

▽各幼稚園で「預かり保育」を実施しています。

→問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎37-2185

保育所などへの入所手続き

保育所などにお子さんを入所させたい方は、こども家庭課に申し込みください。申請書はこども家庭課で配布しています。(そのほか必要な書類があります)

保護者が日中働いているなどのため、保育が必要な乳幼

児が対象となります。

※定員の関係ですぐ入所できない場合があります。

→問い合わせ先 こども家庭課こども家庭係 ☎37-2204

一時預かり事業利用手続き

相馬愛育園で、お子さん（満1歳～就学前）を一時預かりします。

●利用できる時間

▽月曜日～土曜日 7時30分～18時15分

▽日曜日・祝日 9時～16時

●対象者

▽保護者の短時間就労などで保育が必要となる児童

▽保護者の病気などで保育が必要となる児童

▽保護者の私的な理由で保育が必要となる児童

●利用料金

▽4時間30分以内 500円

▽9時間以内 1,000円

▽9時間を超えるとき 1,200円

※事前に申し込みが必要です。

※病気のお子さんを預かることはできません。

※年末年始は利用できません。

→問い合わせ先 こども家庭課こども育成係（相馬愛育園内）

☎36-5591

児童館の利用および児童クラブの登録手続き

児童館は、児童が自由に来館して遊ぶことができます。

※就学前児童は保護者同伴。

●児童クラブ

児童クラブは、小学校1～6年生までの児童で、両親の共働きなどにより留守家庭にある児童が対象です。

→問い合わせ先 こども家庭課こども家庭係 ☎37-2204

もりっこサポート事業

もりっこサポートとは、育児の援助を受けたい方と援助

を行いたい方が会員となり地域の育児力を高めるための事業です。育児疲れてリフレッシュしたいとき、保育施設のお迎えができないときなどに利用ください。

●対象年齢

生後6カ月～小学校6年生

●預かり時間

平日9時～19時（曜日・時間外要相談）

●申し込み方法

相馬市中央児童センターに申し込み用紙を提出ください。

●申し込み受付時間

10時～17時（日曜日・祝日・年末年始を除く）

●謝礼

1時間800円（お子さん1人の場合）

→問い合わせ先 相馬市中央児童センター ☎35-2008

(2) 上水道

水道を新設・増設するとき

水道設備の工事をするときは、相馬地方広域水道企業団で指定した下記の「指定給水装置工事事業者」に申し込みください。「指定給水装置工事事業者」は、申請手続きなども代行してくれます。

指定給水装置工事事業者一覧表 (令和5年6月5日現在)

◎相馬市 市外局番0244

事業者名	所在地	電話番号
アイワビルド(株)	中村字桜ヶ丘84	35-3535
あくあ	椎木段ノ原198	26-5130
泉井設備	立谷字北山3-23	090-4636-6435
岩崎住設	粟津字粟津73-2	36-2053
(株)MYS	中村字泉町8-15	26-5512
太田住設	柏崎字中台185	36-8006
(株)オオタ設備	赤木字鬼越52	35-2677
(株)大場設備	塚ノ町二丁目2-2	36-6111
加藤設備	石上字仲姥沢228-1	35-3454
弘成設備	初野字北置倉114	36-0623
(株)コハタ	大曲字花立3	36-4711
(南)斉藤設備	大曲字大毛内303-2	36-2868
(南)佐伯不動産	中村字上町44	35-2083
(南)仲栄設備	日下石字高根沢558-3	36-6500
真道工業	中村字北町16-2	35-6042
概セントラル住設 相馬営業所	中村字川沼159	36-3380
大住設備	立谷字町畑25	36-5018
(株)テクノフォレスト	小野字下薬師堂222-28	35-4104
花塚熟学工業(南)	沖ノ内三丁目5-21	36-2334
伏見設備	中村字本町27	35-5074
マエタ	成田字岡本17-1	090-6459-4144
マコトハウジング(南)	中村字塚田14-10	36-5457
山内工業(株)	中村字桜ヶ丘4	36-2826
(南)米山工務店	黒木字御門153-1	35-5411
(南)米山商事	中村一丁目4-2	35-2536

◎新地町 市外局番0244

事業者名	所在地	電話番号
コトブキ設備(株)	駒ヶ嶺字山中18-5	41-9029

事業者名	所在地	電話番号
南佐藤水道設備	小川字清水小路45-1	62-3492
(南)サンリット工業	谷地小屋字上ノ台86	62-2346
(株)千田建設	駒ヶ嶺字山神13	62-3617
(株)トーヨー建設	谷地小屋字上ノ台52-2	36-7030

◎南相馬市

市外局番0244

事業者名	所在地	電話番号
(株)安藤ポンプ工業所	原町区橋本町三丁目31	23-3204
糸井熱機(株)	原町区西町三丁目1	22-6161
伊藤冷機工業(株)	原町区金沢字堤上138-1	22-0101
(南)大内設備工業所	原町区北原字岩見畑子147	23-6280
(南)大槻住宅設備工務店	原町区栄町一丁目76	22-0186
(株)恵設備	鹿島区高崎字鳥居作36-1	26-5317
恒米総合設備(株)	原町区小川町670	24-1341
(株)公水設備	鹿島区寺内字鷹巣48-1	46-2824
サカイ設備(株)	原町区深野字中川原167	22-3472
(南)佐藤住宅設備	小高区小高字上広畑27	44-5240
三友住設(株)	原町区高見町一丁目238-1	32-1020
(株)システム創建	原町区大木戸字南東方93-46	26-3130
鈴木管工設備(株)	原町区長野字正内218-3	26-3601
大福工業(株)	原町区中太田字後畑284-9	26-8160
多田設備	鹿島区大内字宮下5-1	46-3036
(南)但野設備工業所	原町区東町二丁目2	23-2856
(南)タナベ水道土木	原町区大木戸字南原88-5	23-6982
(株)T1テクノ	原町区中太田字天狗田132-5	41-9014
テックエンジニアリング	原町区橋本町四丁目40-2	26-9620
概一タカバウズ 青根馬営業所	原町区三島町一丁目38	26-6189
(南)ひばり住設	原町区大木戸字松島301-16	22-8416
福相建設(株)	鹿島区大内字滝沢79-1	46-5531
文化住宅機器(株)	原町区西町一丁目97	24-3131
(株)マツモト	原町区高見町一丁目160	23-3009
わらがい設備	原町区桜井町二丁目120-39	090-2362-9653

◎そのほかの市町村

事業者名	所在地	電話番号
(株)アオキ	須賀川市蛸ヶ岡字本郷53	0248-88-1321
(南)安積工業	郡山市富田町向山39	024-962-7736
(南)アサヒ設備	郡山市大槻町字北寺28-13	024-951-9459
(株)アベ設備工業 福島支店	福島市荒井字弥陀内29-2	024-572-6601
(株)石井工務店	郡山市町村町守山字三ノ丸33	024-955-3447
(南)石井設備工業	田村市常葉町西向字中139	0247-77-3244

下水道工事指定店一覧表（令和5年6月現在）

事業者名	所在地	電話番号
(有)鹿山電気商会	飯館村深谷字二本木前23-1	0244-42-0032
フレハ設備㈱	いわき市錦町作飯140	0246-77-2640
㈱光和設備工業所	福島市五老内町2-6	024-535-2318
コバックス㈱	福島市鳥谷野字扇田29-1	024-573-0181
㈱斎庄設備	福島市岡島字鹿野21-2	024-533-7445
(有)湘南設備企画	いわき市平下荒川字久世原9-17	0246-46-0691
第一温調工業㈱	福島市鎌田字卸町15-1	024-553-2100
㈱D C T	福島市岡部字大蔵33-1	024-529-6773
㈱日本アクアテック	郡山市桑野四丁目4-52	024-925-3911
㈱パイプマン	いわき市江名字走出173	0246-88-8482
㈱福田建設	郡山市横川町字大谷地37	024-944-8356
㈱松浦工務店	郡山市安積二丁目264-1	024-954-3370
㈱丸井	双葉町大字白虎字高田25-1	0246-88-1803
物江設備	会津若松市白虎町118-20	0242-22-1996
㈱山上工業	いわき市小川町柴原字岩下2	0246-83-0124
㈱山田設備	郡山市字賀住94-1	024-945-2897
㈱吉田工業所	福島市伏拝字南六角4-1	024-502-4595
㈱リメイク	いわき市小浜浜字玉川町東19-8	0246-68-8929
㈱霊山設備工業	福島市大波字五輪平1-9	024-588-1001
㈱ワイエンジン	郡山市芳賀二丁目8-17	024-953-4200
(有)Y・小泉総合設備	いわき市鹿島町御代字柿境田24-9	0246-58-5566

一問い合わせ先 相馬地方広域水道企業団

☎35-6733 FAX36-2409

(3) 下水道

公共下水道の使用が開始された区域では、排水設備を供用開始の日から遅滞なく（くみ取便所を水洗便所に改造する工事は3年以内）設置ください。

※排水設備とは、台所・洗面所・風呂・水洗便所などから出る汚水を、「公共汚水ます」まで接続する設備をいいます。

排水設備工事を行うとき

排水設備の工事をするときは、相馬市が指定した次ページの「下水道工事指定店」に申し込みください。「下水道工事指定店」は、申請手続きなども代行してくれます。

◎相馬市

市外局番0244

工事指定店名	所在地	電話番号
アイワビルド㈱	中村字桜ヶ丘84	35-3535
あくあ	椎木段ノ原198	26-5130
㈱安藤工務店	黒木字諏訪西29-2	36-4456
泉井設備	立谷字北山3-23	36-8101
伊東建設工業㈱	大坪字前田143	36-5205
岩崎住設	栗津字栗津73-2	36-2053
㈱ M Y S	中村字泉町8-15	26-5512
太田住設	柏崎字中台185	36-8006
㈱オオタ設備	赤木字鬼越52	35-2677
㈱大場設備	塚ノ町二丁目2-2	36-6111
㈱小野内工務店	中村字北町78-18	35-3544
㈱小野中村	小泉字高池88-1	36-2125
草野建設㈱	程田字形部田26	36-1666
弘成設備	初野字北薈倉114	36-0623
㈱コハタ	大曲字花立3	36-4711
(有)佐伯不動産	中村字上町44	35-2083
(有)伸栄設備	日下石字高根沢558-3	36-6500
㈱セイユー建設	馬場野字岩前201-1	36-0356
㈱セントラル住設相馬営業所	中村字川沼159	36-3380
大住設備	立谷字町畑25	080-7038-1055
花塚熟学工業(有)	沖ノ内三丁目5-21	36-2334
伏見設備	中村字本町27	35-5074
マエタ	成田字岡本17-1	090-6459-4144
松下建設(有)	中村字桜ヶ丘169	36-1531
山内工業(有)	中村字桜ヶ丘4	36-2826
(有)米山工務店	黒木字御門153-1	35-5411

◎新地町

市外局番0244

工事指定店名	所在地	電話番号
木村工務㈱福島営業所	埜木崎字熊野161-5	26-9853
コトブキ設備(有)	駒ヶ嶺字山中18-5	41-9029
(有)佐藤水道設備	小川字清水小路45-1	62-3492
(有)サンリット工業	谷地小屋字上ノ台86	62-2346
㈱針生設備工業新地営業所	谷地小屋字新地51-2	62-3417
㈱ヤマムラ相馬営業所	谷地小屋字樋ノ口32-1	62-5221

工事指定店名	所在地	電話番号
(株)安藤ポンプ工業所	原町区橋本町三丁目31	23-3204
糸井熱機(株)	原町区西町三丁目1	22-6161
伊藤冷機工業(株)	原町区金沢字堤上138-1	22-0101
(有)大内設備工業所	原町区北原字岩見堀子147	23-6280
(有)大槻住宅設備工事店	原町区栄町一丁目76	22-0186
(株)恵設備	鹿島区高崎字鳥居作36-1	26-5317
(株)公水設備	鹿島区寺内字藁架48-1	46-2824
恒栄総合設備(株)	原町区小川町670	24-1341
サカイ設備(株)	原町区深野字中川原167	22-3472
(有)佐藤住宅設備	小高区小高字上広畑27	44-5240
三友住設(株)	原町区高見町一丁目238-1	32-1020
(株)システム創建	原町区信田沢字樺207	26-3130
鈴木管工設備(株)	原町区長野字李正内218-3	26-3601
大福工業(株)	原町区中太田字後迫284-9	26-8160
(有)タナベ水道土木	原町区大木戸字南原88-5	23-6982
(株)T I テクノ	原町区中太田字天狗田132-5	41-9014
(有)ひばり住設	原町区大木戸字松島301-16	22-8416
文化住宅機器(株)	原町区西町一丁目97	24-3131

◎そのほかの市町村

工事指定店名	所在地	電話番号
(有)安積工業	郡山市富田町字向山39	024-962-7736
フレハ設備(株)	いわき市錦町作数140	0246-77-2640
コパックス(株)	福島市鳥谷野字扇田29-1	024-573-0181
(株)斎庄設備	福島市岡島字鹿野21-2	024-533-7445
(株)パイプマン	いわき市江名字走出173	0246-88-8482
(有)芳賀工業 郡山営業所	郡山市島二丁目31-7	024-925-1670
(株)山田設備	郡山市字賀住94-1	024-945-2897
(株)ワイエンジン	郡山市芳賀二丁目8-17	024-953-4200

→問い合わせ先 下水道課維持係 ☎37-2166

排水設備工事費用の融資

工事資金（改造事に限る）は、一定の要件を備えた希望者に相馬市内の各金融機関より、無利子による融資のあっせんを行っていますので利用ください。融資額は、排水設備工事1件につき60万円（賃貸住宅の場合は一世帯につき60万円以内で240万円限度）です。

※工事額が60万円に満たない場合はその工事額となります。
※農業集落排水事業は、分担金（21万円）を含めて融資を行っています。

→問い合わせ先 下水道課業務係 ☎37-2165

下水道事業受益者負担金

公共下水道の供用開始の公示により処理区域となった土地には受益者負担金が賦課されます。土地の所有者や受益者に納付していただく負担金の額は、土地の面積1平方メートルあたり475円です。負担金は5年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただくことが原則ですが、前もって納付をした場合、納期前に納付した納期数に応じて前納報償金が交付されます。

→問い合わせ先 下水道課業務係 ☎37-2165

合併処理浄化槽設置に対する補助金交付

下水道の予定処理区域および農業集落排水事業実施決定区域以外の地域に住宅用の合併処理浄化槽を設置する方に、浄化槽の規模に応じて補助金を交付します。

※補助金の交付を受けるためには、申請が必要です。

→問い合わせ先 下水道課維持係 ☎37-2166

下水道使用料

下水道使用料は、排水設備の工事完了検査後、実際に下水道の使用が始まった月から上水道の使用水量と同じ量を汚水排除量として計算し、隔月の水道料金と一緒に納入いただきます。

下水道使用料の口座振替を希望する場合は、相馬市内の

金融機関窓口にて次の書類などを持参のうえ、手続きください。

▽預金通帳

▽はんこ（通帳届出印）

▽お客様番号（「水道料金の領収書」や「使用水量のお知らせ」の赤枠内に記載）

→問い合わせ先 相馬地方広域水道企業団 ☎35-6700

（４）市営住宅

市営住宅に入居するには

●申込資格

次の要件を全て満たす方

▽税金を滞納していないこと

▽自己名義の居住用建物（共有名義を含む）がないこと

▽暴力団員でないこと

▽収入が基準内（政令月収額※1が15万8千円）であること

※1（算出例）政令月収額

=（前年または過去1年間の所得

－@38万円×同居親族数）÷12

▽夫婦、婚約者の場合は、2人とも入居すること

●単身申込資格

単身での入居申し込みを希望する場合は、上記申込資格に加え、次のいずれかに該当する必要があります。

▽満60歳以上の方

▽4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方

▽生活保護を受けている方

▽そのほか、条例で定められた方

●申し込みに必要な書類

▽市営住宅入居申込書

▽住民票（入居される方全員分）

▽所得・課税証明書（前年中の所得を証するもの）または給与証明書

※前年中の所得を証明する所得・課税証明書が交付さ

れない時期（おおむね1月～5月）においては、前々年の所得を証明する所得・課税証明書

▽完納証明書または納税証明書3カ年分

▽個人番号利用同意書

▽そのほか指示のあるもの

●家賃

入居者の収入と住宅の立地条件・規模などの住宅から受ける便益に応じた応能応益方式で求めた額となります。

●敷金

家賃額の3カ月分です。

●駐車場

1世帯1台（坪ヶ迫・刈敷田南集合住宅は2台まで）1台あたり1,500円（未舗装の場合は1,400円）

●連帯保証人

入居者と同程度以上の収入がある方が1人必要です。入居者と連帯保証人が連署する使用請書、印鑑証明書、前年の所得を証明する所得・課税証明書、納税証明書を提出ください。

●入居後の注意

家賃は、収入によって毎年変わります。

管理人・班長などの役割分担があります。

家賃または駐車場使用料を3カ月以上滞納したときは、住宅または駐車場を明け渡しさせていただきます。

※本人から家賃などを徴収できない場合は、連帯保証人から徴収することになります。

→問い合わせ先 建築課住宅管理係 ☎37-2179

（５）ごみの分別方法

ごみの適正処理と再資源化を推進するため、5項目12種類の「ごみ」と「資源」の分別収集を実施しています。下記を参考に正しくごみを出してください。

燃やすごみ

生ごみ、紙くず類、衣服など、木枝、木製品など

▽指定の「燃やすごみ」の袋を使用。

※生ごみは水をよく切りましょう。

※大きな布類は小さく切りましょう。

※植木の剪定枝などは30センチメートル、厚さ5センチメートル以内に切り、少量ずつ束ねて出してください。

燃やさないごみ

リサイクルできないびん、汚れが取れにくい缶・びん類（油のびん、化粧品びん、飲み物・食べ物以外のびん、缶詰の缶、ペットの缶詰缶、サラダオイルの缶など）、陶磁器類、ガラスくず、包丁などの刃物、鏡、小型の家電製品（指定の袋に入る大きさの物）、プラスチック製品（プラスチック製容器を除く）、ゴム製品、金属類

▽指定の「燃やさないごみ」の袋を使用。

※スプレー缶（カセットコンロ用・ヘアスプレーなど）やライターは、必ず中身を使い切り、穴をあけたり壊したりせずにそれぞれ中身が分かるように他のごみとは混入せずにして透明・半透明の袋に入れて出してください。

※ガラスや刃物などの危険なものは紙などに包んで「ガラス」などの表示をしてください。

※家具、自転車などの粗大ごみ、引越しなどで出た多量の燃やさないごみは、(株)相馬リサイクルセンター（☎63-2088）へ搬入ください。

※一部の小型家電は、(株)相馬リサイクルセンターが無償で引き取っています。詳細は問い合わせください。

資源物

飲食物が入っていたもので、汚れ・油分がないもの

※洗っていないとカビが生え資源物になりません。水洗い後、乾かしてから出してください。洗っても汚れ・油分の落ちないものは「燃やさないごみ」です。

●びん

▽指定の「資源物（びん・缶）」の袋を使用。

※ビールびんは購入店に引き取ってもらいましょう。


●缶

▽指定の「資源物（びん・缶）」の袋を使用。

※回収できるのは   の表示のあるものです。

●ペットボトル

▽指定の「資源物（ペットボトル・発泡スチロール製トレイ）」の袋を使用。

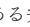
※回収できるのは  の表示のあるものです。

※キャップ（ふた）は「燃やさないごみ」、ラベルは「燃やすごみ」に出してください。

●プラスチック製容器・発泡スチロール製トレイ

▽指定の「資源物（ペットボトル・発泡スチロール製トレイ）」の袋を使用。

※回収できるのは   の表示のあるものです。

※  の表示のある弁当容器、たまごパック、洗剤などの容器は洗って乾かしてから出してください。

※お菓子などの袋で薄手のものは「燃やすごみ」へ。

※着色や模様のあるトレイも回収します。

※ペットボトルとは別々に入れてください。

※スーパーなどでの店頭回収も実施されていますので、利用ください。


紙類

段ボール、新聞紙（広告紙含む）、雑誌、紙バック、紙製容器包装

▽ひもで十字にしぼって出してください。

※ガムテープ、宛名シールなどは必ずがしててください。

※匂いや汚れの取れないもの、内側がアルミ加工されているものは「燃やすごみ」へ。

※紙製容器包装で回収できるのは  の表示のあるものです。

有害ごみ

蛍光灯（器具は除く）、白熱電球、乾電池、水銀計など
▽中の見える袋に入れてください。

※蛍光灯や白熱電球などは梱包して表示ください。

※ガラス、包丁、ライター（完全にガスを抜いたもの）は、
「燃やさないごみ」へ。

→問い合わせ先 生活環境課生活環境係 ☎37-2143

市が回収しないもの

●家電リサイクル4品目

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、
冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）

▽家電リサイクル法に基づいて処理してください。

処理方法は、購入した店もしくはこれから購入する店
に依頼する、郵便局でリサイクル券を購入し自分で指
定取引場所へ搬入する、相馬リサイクルセンターに持
ち込むなどがあり、処分の際には料金がかかります。

※自己搬入が困難な場合には相双環境管理事業協同組合
（☎35-6521）に問い合わせてください。

●粗大ごみ

自転車、バイク、タイヤ、家具類など

※業者に運搬を依頼する場合は、相双環境管理事業協同組
合（☎35-6521）に問い合わせください。

●農業用使用済プラスチック（ビニール類）

▽相馬市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会
で、年1～2回、回収しています。

※詳しくは、農林水産課農業振興係（☎37-2147）に問
い合わせてください。

→問い合わせ先 生活環境課生活環境係 ☎37-2143

(6) 環境と衛生

生ごみ処理機等設置奨励金

●電動式生ごみ処理機…購入価格（税込み価格）の2分の1
（限度額30,000円）

●生ごみ処理容器……購入価格（税込み価格）の2分の1
（限度額3,000円）

※堆肥化された生ごみを自家処理できるなど一定の要件が
あります。

●持参するもの…はんこ・領収書・金融機関名と口座番号の
分かるもの

→問い合わせ先 生活環境課生活環境係 ☎37-2143

相馬方部衛生組合光陽クリーンセンターの利用

●所在地 相馬市光陽三丁目2-17

●受付時間 平日9時～12時、13時～16時

●処理料金 一般廃棄物（可燃物）20キログラムごと100円

→問い合わせ先 相馬方部衛生組合光陽クリーンセンター
☎35-5637

(7) 交通安全

市民交通災害共済

市民交通災害共済は、交通事故にあわれた会員に対し、
見舞金を支払い、助け合う相互扶助の制度です。相馬市内
に居住し、住民基本台帳に登録されている方なら、どなた
でもいつでも加入することができます。万一に備えてぜひ
家族そろって加入ください。

●会費……1人500円/年

●共済期間……4月1日から翌年3月31日までの1年間
※途中加入の場合、加入日の翌日から3
月31日まで

●見舞金の請求…次の書類などを添えて請求ください。

▽自動車安全運転センター発行の交通事故証明書

▽医師の診断書（治療日数の記録されているもの）

▽会員証

▽はんこ

▽口座情報（預金通帳など）

※請求期間は、交通事故のあった日から2年間です。

→問い合わせ先 生活環境課市民生活係 ☎37-2144

(8) 労働と経済

中小企業の経営に関する相談

中小企業の経営安定のために、金融、経営、企業診断について相談に応じています。

→問い合わせ先 商工観光課商工労政係 ☎37-2154
または商工会議所 ☎36-3171

資金の融資を受けたいとき

相馬市は、次の融資制度を行っています。

※融資の申込資格、融資条件などの詳細は、問い合わせください。

●小規模事業者を対象とした融資制度

無担保無保証人融資制度（1企業300万円以内）

●中小企業者を対象とした融資制度

▽公共事業関連対策資金融資制度（1企業300万円以内）

▽中小企業合理化資金融資制度（1企業500万円以内）

このほか、国の「緊急保証制度」と県の「経営安定特別資金」を利用するために必要となるセーフティネット認定の申請および相談を受けています。

→問い合わせ先 商工観光課商工労政係 ☎37-2154

(9) 健康づくり

健康教育・健康相談の開催

健康に関することについて、正しい知識の普及をはかるため健康教室や健康相談を実施します。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

母子健康手帳の交付

妊婦の方に母子健康手帳、妊産婦健康診査受診券などを交付します。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

各種健診などの案内

●乳幼児健診・相談会

相馬市は、乳幼児健診や相談会を実施しています。詳しくは、相馬市ホームページ「乳幼児健診・相談会等予定表」を確認ください。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

●予防接種

相馬市は、各種予防接種を実施しています。詳しくは、相馬市ホームページ内「予防接種一覧」を確認ください。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

●各種がん検診

40歳以上（子宮がん検診は20歳以上）の方を対象とした各種がん検診を実施します。

※詳しくは、広報紙・相馬市ホームページを確認ください。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

●ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

小学生以上の方に、体内にある放射性物質から、おおむね一生の間に受けると思われる線量を推計するための内部被ばく検査を実施します。公立相馬総合病院や相馬中央病院で検査することができます。

検査を希望する方は、事前に電話またはオンラインで申し込みください。

※詳しくは、相馬市ホームページを確認ください。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

献血活動

移動採血車による献血を実施します。日程、場所は、広報紙などでお知らせします。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

患者バスの運行

医療型の送迎サービスとして、玉野地区において、病院へ通う方を送迎するため、ワゴン車（10人乗り）で市内医療機関～玉野副霊山地区間を運行しています。

→問い合わせ先 相馬市保健センター ☎35-4477

(10) 防 災

防災行政無線とは

地震や津波などの自然災害が発生した場合など、情報提供を緊急に行うための手段の一つとして、相馬市内108箇所に、防災行政無線用の屋外子局スピーカーを設置しています。

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合などには、下記の電話応答装置をご利用ください。

▽電話応答装置：☎0244-35-6633

※最近になって放送が聞きづらくなった場合や聞こえなくなった場合は、放送設備の故障が考えられますので、問い合わせ先まで連絡ください。

→問い合わせ先 地域防災対策室消防防災係 ☎37-2121

防災メールの登録方法・配信内容

相馬市は、災害時に防災・避難情報などを伝える「防災メール」を配信します。

●登録方法

①または②の方法があります。（この段階では、登録完了ではありません。）

登録方法の詳細は、相馬市ホームページを確認ください。

①QRコードを読み取り、
空メールを送信する。



②下記アドレスに空メールを送信する。

▽アドレス bousai.soma@yb74.asp.cuenote.jp

●配信内容

情報配信種別	主な配信情報内容
地震・津波情報	震度4以上の相馬市の地震情報、津波情報・警報 ※
気象情報	大雨警報などの気象情報、台風情報 ※
火災情報	発生状況、鎮火情報
危険物などの事故情報	危険物などの事故情報(漏洩・流出・火災・爆発など)
防犯情報	行方不明者の捜索のための情報
そのほか相馬市が必要と認める生活の安全安心に関する緊急情報	

※避難に関する情報を含む。

→問い合わせ先 地域防災対策室消防防災係 ☎37-2121

避難場所

いざというときに慌てずに行動できるよう、家族みんなで避難場所や避難経路を確認ください。

避難場所・避難場所の地図の詳細は、ホームページで確認ください。

また、災害発生時に必要に応じて開設される指定避難所や福祉避難所の開設情報などを防災メールでお知らせしますので、ぜひ防災メールの登録をお願いします。

相馬市地図情報



(PDF)

●指定緊急避難場所

居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所。

異常な状態の種類：洪水、土砂災害、高潮、地震、津波の5つ

●指定避難所

避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設。

※災害発生時に必要に応じて開設されます。

●福祉避難所

災害時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者などの特別な配慮を必要とする要配慮者が避難できる避難所。
※災害発生時に必要に応じて開設されます。

●津波時の一時避難所

津波による緊急時に避難するための高台。

→問い合わせ先 地域防災対策室消防防災係 ☎37-2121

(11) 困ったときの相談窓口

相談は無料で、秘密は厳守します。気軽に相談ください。

相談の種類	相談日時	問い合わせ先	備 考
DV相談	土曜日、日曜日、 祝日を除く毎日 8時30分～17時	家庭児童 相談室 ☎37-2173	配偶者などからの暴力 (DV) の悩みについて、 相談に応じます。 ※市内在住の方のみ対象。
養育相談	土曜日、日曜日、 祝日を除く毎日 8時30分～17時	家庭児童 相談室 ☎37-2173	お子さんのことで悩んだり、 困っている方の 相談に応じます。 ※市内在住の方のみ対象。
子ども S O S フリー ダイヤル	土曜日、日曜日、 祝日を除く毎日 8時30分～17時	家庭児童 相談室 ☎0120- 370405	学校生活や家庭で心配な こと、悩んでいること、 困っていることなどがあ る方の相談に応じます。 ※市内在住の方のみ対象。
行政相談	毎月第2火曜日 10時～12時 (詳細は、最新号 の広報そまを 確認ください)	生活環境課 ☎37-2144	国、県、市および特殊法 人への苦情、要望に行政 相談委員が応じます。
市民相談	土曜日、日曜日、 祝日を除く毎日 8時30分～17時	生活環境課 ☎37-2144	生活上のあらゆる心配ご とや悩みごとの相談に応 じます。 ※市内在住、市内勤務の 方のみ対象。
交通事故 相 談	毎月第2・第4 木曜日 9時～17時 (祝日の場合は 別に定める) ※相談員の都合 により日程が 変わる場合があります。 (詳細は、最新号 の広報そまを 確認ください)	交通事故 相談所 ☎37-2144	交通事故に関し、専門の 相談員が親身になって、 相談に応じます。 ※市内在住、市内勤務の 方のみ対象。 ※予約制。

相談の種類	相談日時	問い合わせ先	備 考
消費生活 相 談	土曜日、日曜日、 祝日を除く毎日 8時30分～17時	生活環境課 ☎37-2144	日常生活の中で生じた商 品の売買やサービスの提 供に伴うトラブルについ て、相談に応じます。
多重債務 相 談	土曜日、日曜日、 祝日を除く毎日 8時30分～17時 (詳細は、最新号 の広報そまを 確認ください)	生活環境課 ☎37-2144	クレジットや消費者金融 などを複数利用して、多 重債務に陥った方の生活 再建を支援するための相 談を行っています。必要 に応じ、弁護士相談を受 けられます。 ※市内在住、市内勤務の 方のみ対象。
無料困り ごと相談 ・法律相 談会	▽弁護士 (毎月2回) 13時～16時30分 ▽弁護士 (月曜日) 15時～17時 ▽司法書士 (第1、第3金曜日) 13時～15時 (詳細は、最新号 の広報そまを 確認ください)	生活環境課 ☎37-2144	相続、離婚、登記、金銭 トラブルなど日常の法律 問題について弁護士と司 法書士が相談に応じま す。 ※市内在住、市内勤務の 方のみ対象。 ※予約制。
ふれあい 総合相談	無料法律相談 毎月第2金曜日 13時30分～16時30分 (祝日の場合は弁護士 の指定日) (詳細は、最新号 の広報そまを 確認ください)	社会福祉 協議会 ☎36-5033	相続、離婚、債権、債務、 損害賠償など法律上の問 題に弁護士が相談に応じ ます。 ※予約制。

7. 施設利用ガイド

(1) スポーツ施設

名称	申し込み先	利用時間	使用料	備考
二の丸球場	スポーツアリーナ そうま ☎37-2309	5時～ 21時30分	無料	・照明利用期間 4/1～10/31 ・照明使用料 1時間2,000円
長友グラウンド	スポーツアリーナ そうま ☎37-2309	5時～ 21時30分	無料	・照明使用料 1時間1,400円 (全点灯)
黒多木の 目的広場	スポーツアリーナ そうま ☎37-2309	9時～ 21時	有料	・休場日 12/31～1/1
スポーツ アリーナ そうま	スポーツアリーナ そうま ☎37-2309	9時～ 21時30分	有料	・休館日 毎月末日 (土曜日・日曜 日および祝日 に当たる時は 次の平日) 12/31～1/1
角田公園 テニスコ ート	月曜日・土曜日・日 曜日および祝日 角田公園管理棟 ☎35-5091 火曜日～金曜日 15時まで スポーツアリーナ そうま ☎37-2309 15時以降 角田公園管理棟 ☎35-5091	9時～ 21時	有料	・休館日 12/31～1/1 ・火曜日～金曜 日の15時まで の鍵の貸し出 しは、相馬こ どものみんな の家
相馬市民 プール	相馬市民プール ☎32-0021	午前の部 9時～12時 午後の部 13時～16時 夜間の部 17時～20時	有料	・利用期間 5月～10月 ・休館日 毎週火曜日 (祝日に当たる 時は次の平日) ・夜間の部は7月中 旬から8月末

名称	申し込み先	利用時間	使用料	備考
松川浦 スポーツ センター	松川浦 スポーツ センター ☎36-4355	体育館 9時～ 21時30分	有料	・休場日 第2・第4月曜日 (祝日に当たる 時は次の平日) 12/31～1/1
		パーク 野球場 3月～10月 9時～17時		
		相撲 道場 11月～2月 9時～16時		
相馬光陽 パーク ゴルフ場	相馬光陽パーク ゴルフ場 ☎26-8009	3月～10月 9時～17時	有料	・休場日 12/31～1/1
		11月～2月 9時～16時		
相馬光陽 ソフト ボール場	タカクニススポーツ (休業日:第2・第4 水曜日) ☎35-4254	3月～10月 9時～17時	有料	・休場日 12/31～1/1 ※芝生養生のため、利用できな い場合があります。
		11月～2月 9時～16時		
相馬光陽 サッカー場	復興交流支援 センター ☎35-0127	9時～21時	有料	・休場日 12/31～1/1 ※日没後は一部 コートのみ
相馬港 庭球場 (相馬港 テニスコート)	15時まで スポーツアリーナ そうま ☎37-2309 15時以降 角田公園管理棟 ☎35-5091	9時～18時	有料	利用時は角田公園 管理棟で鍵の 受け取り・返却 ※15時までは スポーツア リーナそうま
相馬こども ドーム	タカクニススポーツ (休業日:第2・第4 水曜日) ☎35-4254	9時～21時	有料	・休場日 12/31～1/1 ・専用利用は予 約が必要 ※17時以降は専 用利用のみ
相馬市尾浜 ビーチ バレー ボール場	尾浜こども公園内 尾浜交流館 ☎32-1732	4月～9月 9時～17時	無料	・休場日 12/31～1/1
		10月～3月 9時～16時		

名 称	申し込み先	利用時間	使用料	備 考
相 馬 市 初野射撃場	開場日 初野射撃場 ☎080-6049-1636 平日 農林水産課 ☎37-2151	4月～10月 9時～17時 11月 9時～16時	有料	・開場日 4/1～11/30の 土曜日、日曜日、 祝日 ・休場日 平日および 12/1～3/31

(2) 集会施設

名 称	申し込み先	利用時間	使用料	備 考
道 の 駅 そ う ま 体験実習館	道の駅そうま体験 実習館 (利用日の6カ月前 から7日前まで) ☎36-3880	9時～ 18時	有料	利用の際は、申請 書を提出ください。 ・休館日 毎週月曜日 12/29～1/3

(3) 教育文化施設

名 称	申し込み先	利用時間	使用料	備 考
相 馬 市 民 会 館	相馬市民会館 ☎35-2426 予約は1年前か ら受付します。	9時～ 22時	有料	・休館日 12/31～1/1 平日の夜間、土 曜日、日曜日、 祝日及び利用の ない日および時間 帯は閉館。
相 馬 市 生 涯 学 習 会	相馬市 生涯学習会館 ☎37-2240	9時～ 21時30分	無料	・休館日 12/28～1/4
相 馬 市 歴 史 資 料 収 蔵 館	相馬市 歴史資料収蔵館 ☎37-2191	9時～ 16時	有料	・休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日の ときは、次の平日) 12/29～1/3
相 馬 市 郷 土 蔵	相馬市郷土蔵 ☎32-1234	9時～ 16時	無料	・休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日の ときは、次の平日) 12/29～1/3
相 馬 市 L V M H 子 ど も ア ー ト ・ メ ン	相馬市LVMH 子どもアート・メゾン ☎26-7415	9時～ 18時	無料	・休館日 12/29～1/3

(4) 相馬市千客万来館

相馬観光復興御案内処と相馬市観光協会のスタッフが視察や観光などの対応をワンストップで行います。

●所在地 相馬市中村字北町55-1

●開館時間 9時～17時

●休館日 12月29日～1月3日

→問い合わせ先 商工観光課観光物産係 ☎26-4848

(5) 相馬市伝承鎮魂祈念館

震災前の風景や地域の催しの写真および震災当日の映像記録などが展示されています。

●所在地 相馬市原釜字大津270

●開館時間 9時～17時

●休館日 12月29日～1月3日

→問い合わせ先 相馬市伝承鎮魂祈念館 ☎32-1366

(6) 学校施設(校庭、体育館)の開放

▽相馬市内に在住、在勤または在学する方10人以上で構成し、成人の代表者が置かれている場合に限りです。

▽年間を通し、月1回以上定期的に使用したい団体は、登録が必要です。

▽大会など不定期に使用する場合は、登録は不要です。

※施設を破損させた際には賠償の責を負うことになります。

※使用許可は教育に支障がない場合に限られます。宗教、政党の特定の活動および営利目的の場合は認められません。

→問い合わせ先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎37-2278

(7) 相馬市図書館

相馬市図書館は駅前振興ビル2階にあります。1階には、市民サロンや学習室、知っ得コーナー（インターネット検索）もありますので、ぜひ利用ください。

●所在地 相馬市中村字塚ノ町65-16

●開館時間 ▽平日……10時～19時

▽土曜日、日曜日、祝日……10時～17時

●休館日

▽館内整理日……毎月月末(曜日に関係なく毎月の最終日)

▽年末年始……12月31日～1月3日

▽特別整理期間…1月中の15日間

→問い合わせ先 相馬市図書館 ☎37-2630

※使用料などの詳細は、相馬市のホームページからも確認できますので利用ください。

相馬市ホームページ

<https://www.city.soma.fukushima.jp>

8. お役立ち情報

(1) 市内主要官公庁などの一覧表 (令和5年7月現在)

主な官公署・団体など
市外局番0244

名 称	電話番号	所在地	業 務 内 容
総 務 部			
総 務 課	職 員 係	37-2116	職員採用・研修・給与・福利厚生
	行政管理係	37-2120	行政事務管理・改善・条例、規則、行政区、地縁団体
	文書管理係	37-2120	文書、行政資料管理、庁舎管理
地域防災対策室	消防防災係	37-2121	地域防災対策、消防、防犯灯
財 政 課	財 政 係	37-2123	財政計画、予算、執行管理、寄付
	管 財 係	37-2124	財産管理、契約、物品購入、庁舎・公用車維持管理
	工事審査室	37-2219	土木工事などの審査・検査
税 務 課	税 制 係	37-2126	市税などの管理、税証明、納税組合、原付標識交付
	市民税係	37-2127	市民税、軽自動車税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの賦課
	固定資産税係	37-2128	固定資産評価、固定資産税の賦課、台帳設置
収 納 係	37-2129	市税の収納管理、納税相談	
企画政策部			
企画政策課	企画政策係	37-2132	総合計画、政策調整、ふるさと納税、おでかけミニバス、NPO
	情報統計係	37-2218	統計調査、情報公開、情報公開及び個人情報保護審査会
	復興推進係	37-2614	東日本大震災復興計画、津波被災地の利活用
秘 書 課	秘 書 係	37-2115	市長の秘書事務、表彰、姉妹都市交流
情報政策課	広報広聴係	37-2117	広報紙発行、ホームページ、広聴
	情報システム係	37-2257	行政事務の電子化、個人情報保護、高度情報化
	システム運用係	37-2258	行政システムの管理運営
民 生 部			
市 民 課	市 民 係	37-2138	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録などの届出受付・証明、マイナンバーカード
	戸 籍 係	37-2137	戸籍、住民基本台帳、外国人住民、住居表示

名 称	電話番号	所在地	業 務 内 容
保険年金課	国民健康保険係	37-2140	国民健康保険、後期高齢者医療、特定健診、高額療養費
	年金係	37-2141	国民年金
生活環境課	市民生活係	37-2144	市民相談、消費生活、交通安全対策
	生活環境係	37-2143	ごみ収集・処理、一般廃棄物、狂犬病予防、環境保全、自然公園
	環境公園係	37-2142	光熱地区造成区域の造成、土地利用、産業廃棄物処理処分場の維持管理
	交通事故相談所	37-2144	交通事故相談
放射能対策室	放射能対策係	37-2270	放射能対策、除染対策
保健福祉部			
社会福祉課	保 護 係	37-2205	生活保護
	障がい福祉係	37-2109	障がい者の福祉、支援
こども家庭課	こども家庭係	37-2204	保育所、子ども医療費助成、児童手当などの手当、子育て支援
	こども家庭相談係	36-5591	家庭児童相談、DV相談
	こども育成係	36-5591	一時預かり、家庭児童相談
	家庭児童相談室	37-2173	家庭児童相談、DV相談
高齢福祉課	子どもSOSフリーダイヤル	0120-370405	家庭児童相談、DV相談
	高齢福祉係	37-2174	高齢者の福祉、支援、恩給、戦没者介護保険、介護認定、介護給付
保健センター	介護保険係	37-3065	
	予 防 係	35-4477	感染症予防、予防接種、施設管理
	健康増進係	35-4477	母子保健、健康づくり、健康相談、健康診査、特定保健指導
産 業 部			
農林水産課	農業振興係	37-2147	農業、畜産の振興、農業経営、農業災害
	農地林務係	37-2151	農業用施設維持管理、鳥獣保護、林業経営、保安林
	水産振興係	37-2152	水産業振興、漁業、漁港
地域振興係		37-2134	地域振興、地域開発、企業立地・誘致
	商工労政係	37-2154	商工業振興、中小企業、労働、雇用
商工観光課	観光物産係	26-4848	中村字北町55-1(相馬市千客万来館) 観光振興、観光施設、観光資源保存・開発、物産、道の駅
建 設 部			
都市整備課	監 理 係	37-2196	道路・橋りょうの台帳整備・管理、市道認定、道路法などの許可
	都市計画係	37-2159	都市計画区域内規制、用途地域、開発許可、都市公園
	まちづくり係	37-2161	防災集団移転促進、居住地再生

名 称	電話番号	所在地	業 務 内 容
高 速 道 路 推 進 室	37-2224		高速自動車道などの整備促進、調整
土 木 課	土 木 係	37-2158	道路、橋りょう、河川の建設、改良
	道路維持係	37-2203	市道などの維持管理、交通安全施設、災害復旧
建 築 課	建 築 係	37-2178	施設設計・施工、建築確認、屋外広告物
	住宅管理係	37-2179	本市住宅管理
下 水 道 課	業 務 係	37-2165	下水道事業などの基本計画、受益者負担金、使用料
	建 設 係	37-2167	下水道施設の設計、建設
	維 持 係	37-2166	下水道施設の維持管理、排水設備工事、工事指定店、浄化槽の補助金
(下水道についての問い合わせは、相馬地方広域水道企業団 ☎35-1020へ)			
会 計			
会 計 課	審 査 係	37-2169	収入、支出の審査、記録管理
	出 納 係	37-2170	現金出納・保管、物品出納・保管
教育委員会教育部			
総 務 課	庶 務 係	37-2183	文書管理、教育財産、物品管理、教育委員会議
	施 設 係	37-2188	学校、公民館施設などの維持管理
学校教育部	学校教育係	37-2185	学区、児童生徒の就学・入退学、奨学金、私学振興
	就学指導担当	37-2185	就学指導
	学校保健係	37-2185	学校保健、衛生管理、安全管理、給食
教育委員会生涯学習部			
生涯学習課	生涯学習係	37-2187	生涯学習振興、男女共同参画、文化少年健全育成
	文 化 係	37-2187	文化・芸術の振興、文化財保護
	スポーツ振興係	37-2278	スポーツ振興、スポーツ奨励金、社会体育振興、体育施設の管理運営
	市史編さん室	37-2100	市史編さん
	市 議 会		
議会事務局	庶 務 係	37-2177	文書管理、施設管理、議会庶務
	議 事 係	37-2177	本会議、委員会、公聴会、議事日程、傍聴
農業委員会			
農業委員会事務局	農業振興係	37-2190	農地利用調整、農業振興、農業者年金
	農 地 係	37-2255	農地の権利移動、転用

名 称	電話番号	所在地	業 務 内 容
監 査 委 員			
監査委員事務局	37-2193	本庁舎3階	市の事務事業に関する監査
選挙管理委員会			
選挙管理委員会事務局	37-2192	本庁舎1階	選挙事務に関すること
出 張 所			
磯部出張所	33-5001	磯部字狐穴647-4	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明、市税などの収納
山上出張所	32-5001	山上字上ノ台1-1	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明、市税などの収納
玉野出張所	34-2001	玉野字町56-1	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明、市税などの収納

名 称	電話番号	所 在 地
施 設 な ど		
総合福祉センターはまなす館	36-1905	小泉字高池357
老人憩いの家 清流荘	32-5428	山上字尖森27-1
千客万来館	26-4848	中村字北町55-1
伝承鎮魂祈念館	32-1366	原釜字大津270
道の駅そうま体験実習館	36-3880	立谷字立谷467
中央児童センター	35-2008	中村字川沼315
川原町児童センター	35-6355	中村字川原町65-1 (旧岩亀福祉会館)
東部子ども公民館	38-8131	尾浜字細田117-1
西部子ども公民館	32-0400	黒木字町67-1
相馬こどものみんなの家	35-4700	北飯淵一丁目15-1
教育研究実践センター	36-2119	西山字表西山92-1
図書館	37-2630	中村字塚ノ町65-16 (振興ビル内)
市民会館	35-2426	中村字北町51-1
生涯学習会館	37-2240	中村一丁目5-4
歴史資料収蔵館	37-2191	中村字北町51-1
郷土蔵	32-1234	中村字北町51-1
LVMM子どもアート・メゾン	26-7415	中村二丁目2-15
中央公民館	37-2198	中村字北町55-1
大野公民館	35-2326	石上字麓沢326-1
八幡公民館	35-2408	坪田字北田68
飯豊公民館	35-2409	程田字明神前142-4
山上公民館	32-5009	山上字上ノ台1-1
日立木公民館	35-2901	日下石字高根沢31
東部公民館	38-8105	原釜字北高野56

名 称	電話番号	所 在 地
磯部コミュニティセンター (磯部公民館)	33-5001	磯部字狐穴647-4
玉野公民館	34-2001	玉野字町56-1
スポーツアリーナそうま	37-2309	中村字北町55-1
角田公園テニスコート	35-5091	北飯淵一丁目15-1
相馬市民プール	32-0021	中村字桜ヶ丘54-2
松川漕スポーツセンターパークゴルフ場	36-4355	岩子字長谷地10-1
相馬太陽パークゴルフ場	26-8009	光陽四丁目2-5
相馬太陽ソフトボール場	-	光陽四丁目2-5 問い合わせ先(タカクニスポーツ)☎35-4254
相馬太陽サッカー場 (復興交流支援センター)	35-0127	光陽三丁目3-1
相馬港庭球場 (相馬港テニスコート)	-	原釜字大津267 問い合わせ先(角田テニスコート)☎35-5091
相馬こどもドーム	26-4320	光陽四丁目2-5 問い合わせ先(タカクニスポーツ)☎35-4254
相馬市尾浜ビーチバレーボール場	-	尾浜字須賀崎123 問い合わせ先(尾浜こども公園内尾浜交流館)☎32-1732
初野射撃場	平日 37-2151 (農林水産課) 開場日 080-6049-1636 (初野射撃場) ※開場日は、80ページを確認ください。	初野字栗原287
相馬復興市民市場 (浜の駅 松川浦)	32-1585	尾浜字迫川196
尾浜こども公園	32-1732	尾浜字北ノ入140
市立小学校		
大野小学校	35-2073	大坪字東畑7
山上小学校	32-5002	山上字柳下32-2
八幡小学校	35-3208	坪田字清水前9-3
中村第一小学校	35-3168	中村字大手1
中村第二小学校	38-8104	尾浜字細田1
桜丘小学校	35-3148	中村字桜ヶ丘179
飯豊小学校	35-3209	大曲字天神前42
磯部小学校	33-5009	磯部字上ノ台467-2
日立木小学校	35-2906	日下石字神明前14
市立中学校		
中村第一中学校	35-2237	中村字本町132-1
中村第二中学校	38-7101	和田字北迫185-13
向陽中学校	35-2348	中野字桜町76
磯部中学校	33-5510	磯部字狐穴647

名 称	電話番号	所 在 地
市立幼稚園		
大野幼稚園	35-1962	大坪字東畑7
山上幼稚園（休園）	-	山上字柳下32-2（平成28年4月から休園） 問い合わせ先（学校教育課）☎37-2185
八幡幼稚園	36-3808	坪田字清水前9-3
飯豊幼稚園	35-6756	大曲字天神前42
磯部幼稚園（休園）	-	磯部字上ノ台467-2（平成30年4月から休園） 問い合わせ先（学校教育課）☎37-2185
日立木幼稚園	35-0591	日下石神明前14
私立幼稚園		
中村幼稚園	35-3030	新沼字坪ヶ迫506-2
原釜幼稚園	36-6281	原釜字由沼8-18
認定こども園		
幼保連携型認定こども園 みどり幼稚園	35-2463	中村字大手先39
私立保育園		
中村報徳保育園	36-1800	中村字川原町50
相馬保育園	35-2570	中野寺寺前37-8
みなと保育園	38-8045	尾浜字原189
さくらがおか保育園	37-7211	中村字川沼298
スルドエンジェル保育園そうま園	41-9042	塚ノ町二丁目7-1
県立高等学校		
相馬高等学校	36-1331	中村字大手先57-1
相馬総合高等学校	36-6231	北飯沼字阿弥陀堂200
専門学校		
相馬看護専門学校	37-8118	石上字南姥沢344
そのほかの官公庁など		
相馬警察署	36-3191	中野寺寺前203-1
大野駐在所	36-7217	黒木字芹谷 地45
山上玉野駐在所	32-5111	山上字遠藤 162-1
磯部駐在所	33-5029	磯部字上ノ 台646-1
尾浜駐在所	38-8134	尾浜字金草 94-2
相馬消防署	36-2181	中野字堂ノ前371-1
公立相馬総合病院	36-5101	新沼字坪ヶ迫142

名 称	電話番号	所 在 地
相馬方面衛生組合	35-4124	中村字北町63-3（市役所庁舎1階）
一里増産苑	35-5000	赤木字一里増271
光陽グリーンセンター	35-5637	光陽三丁目2-17
有害鳥獣焼却場	26-4801	有善鳥獣焼却場
衛生センター	36-8555	光陽四丁目2-1
松川浦環境公園	38-6222	尾浜字札ノ沢192
相馬方面訪問看護ステーション	35-6333	新沼字坪ヶ迫142（公立相馬総合病院内）
相馬地方広域水道企業団	35-1020	大野台二丁目3-5
相馬地方広域市町村圏組合	35-0211	中村字北町63-3（市役所庁舎3階）
相馬公証役場	36-1008	中村字北町63-3（市役所庁舎1階）
相馬市社会福祉協議会	36-5033	小泉字高池357（総合福祉センター内）
相馬市地域包括支援センター	36-2227	小泉字高池357（総合福祉センター内）
相馬郵便局	0570- 943-375	中村字曲田125（自動音声案内）
相馬税務署	36-3111	中村字曲田92-2（自動音声案内）
ハローワーク相馬	36-0211	中村一丁目12-1
日本年金機構相馬年金事務所	36-5172	中村字桜ヶ丘69（自動音声案内）
東北地方整備局小名浜港湾事務所 （相馬港出張所）	37-8511	中村字塚ノ町65-16 振興ビル606
小名浜税関支署相馬出張所	38-6130	尾浜字札ノ沢10-1
福島地方裁判所相馬支部	36-5141	中村字大手先48-1
福島家庭裁判所相馬支部	36-5162	中村字大手先48-1
相馬簡易裁判所	36-5141	中村字大手先48-1
福島地方法務局相馬支局	36-3413	塚ノ町一丁目12-1（自動音声案内）
福島地方検察庁相馬支局	024- 534-5131	福島市狐塚17 法務合同庁舎 （福島地方検察庁内）
福島県弁護士会相馬支部	36-4789	中村字桜ヶ丘56-1 TKウェルネス桜ヶ丘101号
相馬労働基準監督署	36-4175	中村字桜ヶ丘68
登城森林管理署中村森林事務所	35-3446	中村字塚田33-1
相馬港湾建設事務所	26-6788	原釜字大津183
農業総合センター浜地域研究所	35-2633	成田字五郎右エ門橋100
福島県水産試験場相馬支場	38-6775	尾浜字迫川118-2
福島県水産資源研究所	32-0792	光陽一丁目1-14
相馬市振興公社 （振興公社駅ビル内）	35-5544	中村字塚ノ町65-16
相馬総合地方卸売市場(株)	36-4111	日下石字鬼越道101
相馬商工会議所	36-3171	中村字桜ヶ丘71
J Aふくしま未来相馬中村総合支店	36-2101	中村一丁目15-5
中村みなみ支店	35-2904	日下石字諏訪30-2
相馬双葉漁業協同組合	38-8301	尾浜字迫川1196
磯部水産加工施設	33-5111	磯部字大迫1126

名称	電話番号	所在地
東邦銀行相馬支店	36-3131	中村字大町58-1
七十七銀行相馬支店	36-2141	中村字大町78-1
福島銀行相馬支店	35-2161	中村字桜ヶ丘150-1
大東銀行相馬支店	35-2125	中村字塚田45-1
相双五城信用組合本店	36-3185	中村字大町69
相双五城信用組合相馬西支店	36-1003	中村字塚田53
相双五城信用組合相馬港支店	38-8540	原釜字金草79-1
あぶくま信用金庫相馬支店	36-5151	中村字鐘町2-8
東北労働金庫相馬支店	36-3511	中村字桜ヶ丘85-2
J R東日本相馬駅	36-2835	中村字曲田1
福島交通相馬営業所	36-2171	中村字鐘町1-3
福島民友新聞社相馬支局	36-3245	中村字川沼234-2 ヴィラ・パークき番館101号
福島民報社相馬支局	36-3672	中村字桜ヶ丘21-2

(2) 令和6年度に実施される主な統計調査

10月～11月 全国家計構造調査

2月1日 農林業センサス

※このほか「労働力調査」など、国や県が直接行う調査があります。

調査への理解と協力をお願いします。

▽統計調査員は、写真の入った調査員証を携帯しています。

▽基幹統計調査には、報告義務があります。(統計法第13条)

▽個人情報、厳重に保護されます。(統計法第41条)

▽統計調査を装ったかたがり調査に注意ください。

→問い合わせ先 企画政策課情報統計係 ☎37-2218

(3) 市内医療機関などの一覧 (令和5年7月現在)

市外局番0244

	医療機関名	住 所	電話番号
病 院	公立相馬総合病院	新沼字坪ヶ迫 142	36-5101
	相馬中央病院	沖ノ内三丁目 5-18	36-6611
内 科	阿部クリニック	中村一丁目 14-2	35-2553
	大石医院	中村字大町 47	35-3451
	杉本医院	小泉字高池 648-5	36-3650
	羽根田医院	沖ノ内二丁目 11-1	35-2970
	浜通りふれあい診療所	沖ノ内一丁目 2-10	26-7100
	早川医院	中村字泉町 9-1	37-3500
	ふなばし内科クリニック	中村字塚田 28-8	35-1500
	米村胃腸科内科医院	中村一丁目 3-10	35-2880
	わたなべ胃腸内科	大曲字大毛内 77-1	26-5061
	心療内科	メンタルクリニックなごみ	中村字川沼 240
耳鼻咽喉科	みみ・はな・のど荒川クリニック	中村字荒井町 34	36-3387
整形外科	桜ヶ丘さいとう整形外科	中村字桜ヶ丘 208	35-1333
	八巻クリニック	中村一丁目 8-9	37-7117
産婦人科	あらか産婦人科クリニック	馬場野字山越 55	35-0303
小児科	すぎやまこどもクリニック	大曲字大毛内 51-1	26-5111
	菜のはなこどもクリニック	中村字川沼 307	36-8739
眼 科	やまぐち小児科医院	中村一丁目 3-27	37-8815
	相双眼科医院	中村字川沼 235	35-6877
皮膚科	みずこし眼科クリニック	中村字宇多川町 13-8	26-8222
	さいとう皮膚科医院	塚ノ町一丁目 12-3	26-5225
歯 科	ひかりクリニック	中村字桜ヶ丘 151-2	36-8281
	あべ歯科医院	馬場野字山越 83	36-5511
	大井歯科医院	中村字大先手 46-1	35-0808
	梶田歯科医院	中村二丁目 5-6	36-1551
	菅野歯科医院	塚ノ町二丁目 6-15	36-1525
	黒沢歯科医院	中村字桜ヶ丘 86	36-1414
	グリーン歯科医院	小泉字高池 438-1	35-5112

	医療機関名	住 所	電話番号
歯 科	斉藤歯科医院	中村字錦町 4-3	36-2625
	桜ヶ丘デンタルクリニック	中村字川沼 46	26-7018
	佐藤歯科医院	中村字新町 86-1	36-0707
	篠山歯科医院	沖ノ内二丁目 10-1	36-1622
	新開歯科医院	中村字宇多川町 61	36-3214
	原田歯科医院	中村字北町 26	35-2557
	馬陵歯科診療所	中村字塚田 61-1	36-1888
	ヒロシ歯科クリニック	中村字塚田 50	35-0567
	八巻歯科医院	中村一丁目 8-10	35-3061
	山本歯科医院	中野寺寺前 45-1	35-2853
	わたなべ歯科クリニック	中村字新町 17	36-2345
	あおぞら接骨院	中村字川沼 311-1	26-9776
	あすなろ接骨院	中村字川沼 93-2	35-6363
	おおつき接骨院	塚ノ町二丁目 6-1	26-5888
接骨院	沖ノ内はり灸整骨院	沖ノ内三丁目 10-3	36-4334
	さかた接骨院	沖ノ内三丁目 10-26	36-7768
	しいのき接骨院	椎木字北原 68-4	27-0650
	寿光堂治療院	中村二丁目 5-16	35-4539
	すこやか治療院	小泉字高池 719-8	35-0772
	相馬接骨院	小野字下業師堂 214	36-1100
	山本接骨院	沖ノ内二丁目 17-8	26-7497

(4) 年齢早見表2024年/令和6年版

年齢は令和6年中の誕生日以降の満年齢です。誕生日前の場合は1を引いてください。

西暦	元号	年齢	西暦	元号	年齢
1924年	大正13年	100歳	1959年	昭和34年	65歳
1925年	大正14年	99歳	1960年	昭和35年	64歳
1926年	大正15年/昭和元年	98歳	1961年	昭和36年	63歳
1927年	昭和2年	97歳	1962年	昭和37年	62歳
1928年	昭和3年	96歳	1963年	昭和38年	61歳
1929年	昭和4年	95歳	1964年	昭和39年	60歳
1930年	昭和5年	94歳	1965年	昭和40年	59歳
1931年	昭和6年	93歳	1966年	昭和41年	58歳
1932年	昭和7年	92歳	1967年	昭和42年	57歳
1933年	昭和8年	91歳	1968年	昭和43年	56歳
1934年	昭和9年	90歳	1969年	昭和44年	55歳
1935年	昭和10年	89歳	1970年	昭和45年	54歳
1936年	昭和11年	88歳	1971年	昭和46年	53歳
1937年	昭和12年	87歳	1972年	昭和47年	52歳
1938年	昭和13年	86歳	1973年	昭和48年	51歳
1939年	昭和14年	85歳	1974年	昭和49年	50歳
1940年	昭和15年	84歳	1975年	昭和50年	49歳
1941年	昭和16年	83歳	1976年	昭和51年	48歳
1942年	昭和17年	82歳	1977年	昭和52年	47歳
1943年	昭和18年	81歳	1978年	昭和53年	46歳
1944年	昭和19年	80歳	1979年	昭和54年	45歳
1945年	昭和20年	79歳	1980年	昭和55年	44歳
1946年	昭和21年	78歳	1981年	昭和56年	43歳
1947年	昭和22年	77歳	1982年	昭和57年	42歳
1948年	昭和23年	76歳	1983年	昭和58年	41歳
1949年	昭和24年	75歳	1984年	昭和59年	40歳
1950年	昭和25年	74歳	1985年	昭和60年	39歳
1951年	昭和26年	73歳	1986年	昭和61年	38歳
1952年	昭和27年	72歳	1987年	昭和62年	37歳
1953年	昭和28年	71歳	1988年	昭和63年	36歳
1954年	昭和29年	70歳	1989年	昭和64年/平成元年	35歳
1955年	昭和30年	69歳	1990年	平成2年	34歳
1956年	昭和31年	68歳	1991年	平成3年	33歳
1957年	昭和32年	67歳	1992年	平成4年	32歳
1958年	昭和33年	66歳	1993年	平成5年	31歳

西暦	元号	年齢
1994年	平成6年	30歳
1995年	平成7年	29歳
1996年	平成8年	28歳
1997年	平成9年	27歳
1998年	平成10年	26歳
1999年	平成11年	25歳
2000年	平成12年	24歳
2001年	平成13年	23歳
2002年	平成14年	22歳
2003年	平成15年	21歳
2004年	平成16年	20歳
2005年	平成17年	19歳
2006年	平成18年	18歳
2007年	平成19年	17歳
2008年	平成20年	16歳

西暦	元号	年齢
2009年	平成21年	15歳
2010年	平成22年	14歳
2011年	平成23年	13歳
2012年	平成24年	12歳
2013年	平成25年	11歳
2014年	平成26年	10歳
2015年	平成27年	9歳
2016年	平成28年	8歳
2017年	平成29年	7歳
2018年	平成30年	6歳
2019年	平成31年/令和元年	5歳
2020年	令和2年	4歳
2021年	令和3年	3歳
2022年	令和4年	2歳
2023年	令和5年	1歳

そうまポケット版 2024 発行にあたって

そうまポケット版を作成するにあたっては、毎年、関係各位に協力をいただき、正確で使いやすい内容になるよう心がけています。万一記載誤りなどお気づきの点がありましたら、お手数ですが、編集担当までご一報いただきましたら幸いです。

なお、発行後に記載内容に変更がある場合があります。最新の情報は、広報紙やホームページなどに掲載しますが、詳しくは、各問い合わせ先を確認のうえお問い合わせください。

(5) 相馬市郵便番号

※大字名順

大字名	郵便番号
赤木	979-2521
粟津	976-0152
石上	976-0006
磯部	979-2501
今田	979-2541
岩子	976-0025
大坪	976-0007
大野台	976-0001
大曲	976-0032
沖ノ内	976-0016
小野	976-0053
尾浜	976-0022
柏崎	976-0034
蒲庭	979-2511
北飯淵	976-0014

大字名	郵便番号
北小泉	976-0012
黒木	976-0052
小泉	976-0013
光陽	976-0005
椎木	976-0002
立谷	979-2531
玉野	976-0154
長老内	976-0004
塚部	976-0003
塚ノ町	976-0015
坪田	979-2533
百槻	976-0031
富沢	979-2532
中野	976-0037
中村	976-0042

大字名	郵便番号
成田	979-2542
新田	976-0033
新沼	976-0011
西山	976-0041
日下石	979-2522
初野	976-0051
馬場野	976-0036
原釜	976-0021
東玉野	976-0153
程田	976-0035
南飯淵	976-0026
本笑	976-0024
山上	976-0151
柚木	979-2512
和田	976-0023

そうまポケット版

令和5年9月発行

発行 相 馬 市

編集 相馬市企画政策部
企画政策課情報統計係

電話 0244-37-2218

FAX 0244-35-4196

Eメール k-kikaku@city.soma.lg.jp

相馬市民の歌

(昭和42年4月6日制定)

作詞 荒 明
補作 相馬市民の歌
審査特別委員会
作曲 古 関 裕 而

1、あぶくまの 山なみ遠く

宇多川の 恵みゆたかに
はぐくんだ 歴史をいまに
わがまち 相馬
希望ひろがる

2、みちのくの まつり野馬追

うたいつぐ ふるさとのうた
人みな の ころろ明るく
わがまち 相馬
若さあふれる

3、松川の 潮風光り

空のあお 港にみちて
つち音の 力みなぎる
わがまち 相馬
大きく夢ひらく